

第3回定例会会議録

平成29年 9月22日（金）

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（小井土哲雄君） これより、平成29年第3回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君）

諸般の報告

平成29年9月22日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案21件、報告1件、諮問1件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、古越雄一郎議員他7名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは、監査委員の例月出納検査報告書、定期監査報告書でありますので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会事務局長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。それでは、報告します。

9月21日午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成29年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定しましたので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案21件、報告1件、諮問1件の計23件であります。一般質問の通告者は8名であります。

これにより、会期は10月6日までの16日間とすることに決定しました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧ください。

18ページをお開き願います。

会期及び審議日程

第 1 日目	9月21日	木曜日	午前10時	開会、議会構成
第 2 日目	9月22日	金曜日	午前10時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 3 日目	9月23日	土曜日		議案調査
第 4 日目	9月24日	日曜日		議案調査
第 5 日目	9月25日	月曜日		休会
第 6 日目	9月26日	火曜日		休会

第 7 日目	9 月 2 7 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	9 月 2 8 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 9 日目	9 月 2 9 日	金曜日	午前 1 0 時	休会
第 1 0 日目	9 月 3 0 日	土曜日		休会
第 1 1 日目	1 0 月 1 日	日曜日		休会
第 1 2 日目	1 0 月 2 日	月曜日		休会
第 1 3 日目	1 0 月 3 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 1 4 日目	1 0 月 4 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 1 5 日前	1 0 月 5 日	木曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 6 日前	1 0 月 6 日	金曜日	午前 1 0 時	委員会報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告をします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

9 月 2 7 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
9 月 2 8 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

9 月 2 7 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
9 月 2 8 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

全員協議会

1 0 月 5 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室
-----------	-----	----------	------

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、10月6日までの16日間としたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は10月6日までの16日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

3番 茂木 重幸議員

4番 古越雄一郎議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集のあいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、平成29年第3回御代田町議会定例会が開催できますことに心から感謝を申し上げます。

最近の町の状況につきましては、まず地方創生の重要な柱であります地域経済の底力をつける目的で企業誘致に積極的に取り組んでまいりました。

8月3日の信濃毎日新聞で報道されたとおり千葉県柏市に本社を置く株式会社エリアデザインがやまゆり工業団地に軽井沢事業所を開設しました。新たに雇用された12名の従業員のうち6名が町内から雇用されています。この会社はスマートフォンなどで使われている薄いフィルム状のフレキシブル基盤をつくる装置の製造を主に手がけており、軽井沢事業所は新製品開発、生産拠点と位置づけられています。

やまゆり工業団地は平成10年に当時のシメオ精密株式会社が購入して利用されてきましたが、シチズングループの資産整理により平成27年3月に閉鎖、撤退の方針が示されたことで町では新たな進出企業を探していました。その結果、本年6月に株式会社エリアデザインが土地と建物を取得して操業を開始しました。

町では、昨年12月議会で改正した工業振興条例による用地購入補助金の交付に向け、工業振興審議会が対象企業としての指定について諮問します。その答申の結果により補助対象となれば新制度適用の第1号となります。

次に、旧メルシャン軽井沢美術館の有効活用について基本合意を結びました株式会社アマナにつきましては引き続き協議を進めております。屋外での写真フェステ

イバルの開催に向けた準備としまして、6月29日から7月3日の5日間、フェスティバルの先進地フランスのラ・ガシイを視察してまいりました。また、7月に開催した写真教室のオープニングイベントといたしまして、写真の屋外展示などを龍神まつりとあわせて開催したところです。

今後は、旧メルシャン軽井沢美術館のインフォメーション棟及び駐車場整備とあわせて協定書の締結についても準備を進めてまいります。

3つ目として、町民の森の利活用につきましては、都内を中心にした高級レストランや沖縄、箱根などでリゾートホテルを展開しております株式会社ひらまつと平成30年3月を目標に土地の賃貸借契約を締結することを目指し、誠実に協議するなどの内容の基本合意書を6月16日に締結しました。

現在は株式会社ひらまつが苗畑跡地と浅間サンラインの間の民有地を取得するため、用地の交渉と農振農用地の除外申請等について町と情報を共有して作業を進めています。

今後も引き続き具体化に向けて協議を進めてまいります。

以上、3社の企業誘致の進捗状況について概要を申し上げます。

次に、地方創生に向けた重要課題であります定住人口の増加対策としまして空き家バンクに取り組んできましたが、これまでの成果について報告させていただきます。

平成27年5月から空き家の有効活用、定住促進による地域の活性化を図ることを目的に実施しております空き家バンクにつきましては、本年9月までに14件の空き家登録がありました。そのうち、9件につきまして条件が整って成約となり、12名の方が新たに御代田町に移住しております。少しずつではありますが、成果があらわれてきており、今年度から始めました空き家の改修に対する補助制度も活用していただき、さらに定住人口の増加に取り組んでまいります。

また、新たな住宅地の確保による人口増加策につきましては、まず第一弾として平和台の町営住宅跡地を活用した宅地造成事業の取り組みを始めます。

また、長野県が平和台に所有している県営住宅の旧建設予定地につきましては、現在協議中ですが、この事業が長野県にとっても御代田町にとっても有益な事業となりますよう、長野県に対しまして格段の御配慮をいただきますよう協議を進めてまいります。

以上のとおり、今後も引き続き企業誘致と人口増加対策に取り組んでまいります。

来年2月に韓国で開催される平昌オリンピックのカーリング競技に日本代表としてS C 軽井沢の出場が決定しております。ことしの4月に開催された世界選手権で4強に進むなど、S C 軽井沢はこれまでの国際大会でも好成績をおさめており、オリンピックのメダル獲得を目指しているとのことであります。

代表チームの活動拠点は軽井沢町ではありますが、その中のスキップの両角友佑選手は御代田町に家を新築して御家族と一緒に住まいです。町からオリンピック選手が出るということで、町としましては役場庁舎に応援の懸垂幕を掲示するなど、町民のオリンピック出場という明るい話題を盛り上げていきたいと考えておりますので、議会の皆様の御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告1件、人事案1件、条例案4件、決算の認定11件、補正予算案5件、報告事項1件の計23件です。

まず、専決処分事項の報告1件につきましては、平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算の専決です。

前年度の繰越金を財源とし、支払基金への返還金233万円を増額補正しました。返還金の支払期日が9月29日であることから9月8日付で専決処分させていただきました。

人事案の1件につきましては、現在、当町には4名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。そのうち1名が本年12月31日をもって満了となることから、同じ方を引き続き再任として法務大臣に申請したいため、議会の意見を求めるところです。

条例案の4件につきましては、1ページ目の御代田町個人情報保護条例の一部改正案は個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法等が一部改正されたことにより、これらの法律の改正内容にあわせて一部改正するものです。

2点目の御代田町公文書公開条例の一部改正案も同様に個人情報保護法等が一部改正されたことにより、これらの法律の改正内容にあわせて一部改正するものです。

3点目の御代田町職員定数条例の一部改正案はこれまで議会事務局の職員定数は2名となっており、外1名は総務課職員としておりましたが、本年4月1日付で、この総務課職員1名を議会事務局に出向としたため、議会事務局職員の定数を3名

とするものです。

4件目の御代田町福祉医療費給付金条例の一部改正案は、現在15歳の年度末までとしている対象年齢を、来年度、4月1日から18歳の年度末までに拡大するものです。これによりまして、子ども医療費に対する給付は高校卒業の年齢まで拡充されることとなります。また、県条例の改正施行日に合わせて、来年1月1日から医療機関の窓口における被保険者の負担方法を軽減するものです。

決算認定の11件につきましては、まず平成28年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が66億5,900万円となり、前年度に比べ3,090万円、0.5%の増額となりました。町税は全体で1,041万円の増額、ふるさと納税寄附金は返礼品事業を開始したことから、3,934万円の増額となりました。

その一方で、地方譲与税以下、国からの交付金、地方交付税などが軒並み減少し、1億4,836万円の大きな減額となりました。このため、平成28年度は一般財源の確保が例年以上に厳しい財政運営となりました。歳出総額は61億9,963万円となり、前年度に比べ2,670万円、0.4%の減額でほぼ前年度並みの決算となり、限られた財源の中で各種の事業を実施してまいりました。

大型事業では、現在、工事が順調に進捗している役場新庁舎建設事業について、用地造成工事の完了から本体建設工事の着手など、基金を財源として実施し、決算額は4億940万円となりました。

社会資本整備総合交付金を財源の一部として実施している都市再生整備計画事業については、東原児童館の新築工事、上ノ林児玉線、上小田井雪窓線、児玉荒町線、南浦3号線などの道路改良工事、用地購入、補償等を実施し、決算額は3億858万円となりました。

また、同交付金を財源の一部としている橋梁修善事業については、大谷地1号橋、2号橋、道陸1号橋、新幹線跨線橋、濁川橋の補修、架けかえ工事を実施し、決算額は4,314万円となりました。

なお、将来の財政運営の健全化を図るため、一般会計歳入歳出差引額から財政調整基金へ1億4,800万円の決算積み立てを行い、繰越明許分の財源を除いた1億4,709万円を平成29年の一般会計に繰り越しました。

一般会計のほか9つの特別会計、公営企業会計におきましても、それぞれの設立趣旨に基づき、一般会計と同様に適正な運営に努めてまいりました。

補正予算案の5件につきましては、まず平成29年度一般会計補正予算案は、歳入歳出それぞれ2,206万円の増額を計上し、総額を78億2,210万円とするものです。

歳入の主な内容につきましては、普通交付税が額の確定に伴い、1,557万円の増額、国庫補助金として社会保障・税番号制度システム整備費補助金が571万円を増額、小規模保育所改修事業に対する保育対策総合支援事業補助金が110万円の増額、確定した平成28年度からの繰越金のうち4,329万円を今回の補正の財源として増額計上いたしました。

一方で、企業の業績不振等の理由から、法人町民税の現年分が3,660万円の減額、額が決定した臨時財政対策債が860万円の減額をそれぞれ計上しました。

歳出の主な内容につきましては、臨時職員の特別徴収や任用の多様化などに対応するため人事給与システムの導入委託料として645万円の増額、役場新庁舎への引越し業務委託料として180万円の増額を計上しました。

防災行政無線移設業務委託料の486万円は本年度中に無線機器の引越し準備作業が必要となったため、増額補正とあわせて債務負担行為の設定をお願いしました。

また、道路改良費工事とあわせて実施することで工事の出戻りを防ぐため、上ノ林経由の石積み工事等の改修工事費として859万円、情報連携に伴うシステム改修事業費及び女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項充実のためのシステム改修事業費として601万円、塩野区内線の退避所設置や飯綱地区の開発行為に伴う側溝改修など、町道維持補修工事費として712万円を計上しました。

一般会計のほか3つの特別会計におきましても、前年度繰越金が確定したことなどの理由により、3会計で総額3億8,793万円の増額補正を計上しました。

なお、御代田小沼水道事業会計補正予算案は、内部留保資金を財源として御代田第2配水池の漏水調査業務委託料185万円の増額補正を計上しました。

報告事項の1件につきましては、平成28年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

平成28年度の一般会計、9つの特別会計、公営企業会計が全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率につきまして良好である旨を報告します。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願い申し上げます。第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） これより議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第54号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第54号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） おはようございます。それではよろしく願いいたします。

議案書3ページをお願いいたします。

報告第54号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

専第8号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

平成29年9月8日 専決

御代田町長 茂木祐司

平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ232万5,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,472万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款9、項1、繰越金でございますが、補正額、前年度繰越金としまして232万5,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額232万5,000円を増額いたしまして、10億3,472万3,000円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5、項1、諸支出金でございます。補正額でございますが、前年度の介護保険介護給付交付金の実績報告に伴う返還金としまして、232万5,000円の増額でございます。こちらは給付費が伸びなかったためのものでございます。

歳出合計でございますが、補正額232万5,000円を増額いたしまして10億3,472万3,000円でございます。

説明は以上でございます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第54号 専決処分の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第6 議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する

条例案について――

○議長(小井土哲雄君) 日程第6 議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) それでは、議案書5ページをご覧ください。

議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が本年5月30日に一部改正施行されたことに起因するものでございます。

議案書の8ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。

見比べていただきますと一目瞭然でございますが、第2条、定義について、第3号、個人情報、第4号、個人識別符号、9ページの第5号、要配慮個人情報というように、法律の改正に合わせて、より具体的な記述というふうに改正しております。

また、10ページになりますが、第6条収集の制限の第3項につきましても、新旧で見比べていただきますとおり、1号、2号、3号とより具体的な記述となります。法律の文言に合わせた改正となるものでございます。

こちらも議案書も6、7ページにお戻りいただきまして、こちらが改正文になります。

7ページの最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第7 議案第56号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第7 議案第56号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、議案書の12ページをご覧ください。

議案第56号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましても、前議案と同様に同法の一部改正に起因するものでございます。

議案書14ページの新旧対照表をご覧ください。

第6条、公開を拒むことができる公文書といたしまして、第1号、個人に関する情報につきまして、法律の改正に合わせまして、より具体的な記述に改正したものでございます。

議案書13ページにお戻りいただきまして、これが改正文となっております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――― 日程第 8 議案第 5 7 号 御代田町職員定数条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 8 議案第 5 7 号 御代田町職員定数条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) それでは、議案書の 15 ページをご覧ください。

議案第 5 7 号 御代田町職員定数条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、議会事務局の職員定数を「2 人」から「3 人」に改めるものでございます。

これまで、3 人のうち 1 人は総務課職員としておりましたが、本年 4 月 1 日付で議会事務局に出向といたしました。

次の 16 ページにつきましては、改め文でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から適用し、平成 29 年 4 月 1 日からさかのぼって適用するものでございます。

次の 27 ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田議員。

(6 番 井田理恵君 登壇)

○6 番(井田理恵君) 6 番、井田理恵です。1 点だけ、法令用語の文言について確認をさせていただきたいと思います。

改正前の新旧対照表で「並び」が「及び」ということで一般的な使い方の変化に伴うものだと思うんですけども、そのような確認でよろしいでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。井田議員のおっしゃるとおり、主要な法令用語としての改正でございます。

同じ段階で接続する場合には「及び」を用いることとされております。例えば、「A及びB」とか「A、B、C及びD」といった記述となります。

また、2段階になる語句を接続する場合には、小さな意味の接続には「及び」を用い、大きな意味の接続に「並び」を用いることとされております。

例えば、「A及びB並びにC」とか「A及びB並びにC及びD」といった記述となります。

平成27年3月に本条例を一部改正してございまして、当時、第1条の規定中、教育長及び期間任用職員、休職職員並びに派遣職員を除くという記述となっていた文言から「教育長及び」というものを除くという一部改正を行いました。このときに「教育長及び」は除きましたが、最後の2段階に並列している接続詞の「並びに」という改正を見落としていたものと思われまして。

今回、定数の一部条例改正に合わせまして、法令用語どおりに修正したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 確認しましたので終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第58号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第58号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書18ページをお願いします。

議案第58号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

改正理由としましては、2点ございます。

まず1点目でございますが、現物給付方式の導入でございます。現在は福祉医療対象者が医療機関を受診した場合、窓口で3割を負担していただき、1レセプト500円分を引いた額が福祉医療費としまして後日町から受給者の指定口座に振り込まれます。

現物給付方式では、医療機関を受診した場合、窓口で500円まで負担していただき、福祉医療費は町から医療機関に振り込まれることになり、窓口の負担軽減を図るものでございます。

導入の経過でございますが、国は市町村が行う福祉医療制度を現物給付化した場合に、国民健康保険の国庫負担金減額措置を、これはペナルティーでございますが、課していましたが、平成30年度から未就学児について廃止する見直しを行いました。

これを受けまして、長野県と市町村の検討会は現物給付方式の導入を適当とし、平成30年8月からの診療分から開始することと決定しました。

さらに、長野県は全市町村が中学校卒業まで現物給付方式が採用できるよう、平成30年8月から国民健康保険のペナルティーの分の2分の1に対しまして補助を行います。

このような経過から当町でも現物給付方式を導入いたします。

2点目でございますけれども、福祉医療費の給付対象者の拡大でございます。

長野県内では、福祉医療費給付事業における子ども医療費の対象者を中学校卒業、これは15歳年度末までから、高校卒業、18歳年度末まで拡大する市町村が増加しております。周辺市町でも軽井沢町が平成28年4月から、佐久市と小諸市が平成29年4月から拡大しております。

このような状況を踏まえまして、子育て支援とさらなる福祉の向上を図るため、

平成30年4月から子ども医療費の対象者を高校卒業、18歳年度末まで拡大する
ものでございます。

以上のことから、御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正します。

19ページは改正文でございます。

また、20ページからは新旧対照表でございますので、あわせてご覧ください。

改正文でございますけれども、第2条第1項は対象者の拡大でございます。

第7条、8条につきましては、現物給付方式による支給申請、方法等に関する内
容でございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

ただし、第7条及び第8条第3項の次に3項を加える改正規定は平成30年8月
1日から施行する。

説明は以上です。御審議いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。1点確認ということで質問をさせ
ていただきます。

今、18歳まで医療費の無料化が進むということで条例案が出ておまして、窓
口無料化が長野県では中学校卒業までということになっておりますが、18歳まで
医療費が無料化になるということで、窓口無料化も18歳まで御代田町は行うとい
うことでいいのか、お伺いさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 今の御質問ですけれども、御代田町は18歳まで行いま
す。

○5番（池田るみ君） 18歳まで無料化。わかりました。

○議長（小井土哲雄君） ほか、ございますか。井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○ 6 番（井田理恵君） 6 番、井田理恵です。1 点確認をお願いします。

新旧対照表で、今度、15 歳から、18 歳ということですが、確認なんですけれども、あくまでも年齢ということで、高校卒業という付け加えがありましたが、15 歳から18 歳の間ですと高校に行かず就業している方もいらっしゃる。社会保険をとっている青年もいると思うんですけれども、そういう方たちも対象となるかお伺いします。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。18 歳年度末までということですので、高校に行かれていない方ももちろん対象になってきますので、年度末ということで御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 6 番（井田理恵君） 確認できましたので、終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 10 議案第 59 号 平成 28 年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 10 議案第 59 号 平成 28 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 22 ページをお開きください。

議案第 59 号 平成 28 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 号第 3 項の規定により、平成 28 年御代田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 22 日提出

御代田町長 茂木祐司

別冊決算書の 6 ページから 13 ページの歳入・歳出決算書、款項別集計表につきましては、お手元の資料番号 1 の資料で説明をさせていただきます。よろしくお願

いします。

それでは、平成28年度一般会計の決算概要について説明をさせていただきます。

平成27年度から繰越明許により繰り越した10事業の事業費を含んだ28年度決算総額につきましては、歳入が66億5,900万6,000円、前年度に比べまして3,090万円、0.5%増加しました。

歳出につきましては、61億9,963万9,000円となっておりまして、前年度に比べて2,670万1,000円、逆に0.4%減少しております。

また、最終予算額67億1,080万4,000円に対する執行率は歳入で99.2%、歳出で92.4%となっております。

歳入の主な増加要因ですけれども、役場庁舎建設事業の財源として庁舎整備基金から5億2,400万円を繰り入れました繰入金で2億9,475万6,000円の増、また、ふるさと納税寄附金の大幅な増といったことから寄付金で4,040万円ほど増となっております。

また、平成27年度の決算剰余金を繰上償還財源としたことによりまして、繰越金が1億3,917万1,000円増加しております。

また、歳出の主な減少の要因であります役場庁舎の整備経費で2億4,773万3,000円ほど増加はしているところではございますが、27年度の決算にございました新斎場の建設負担金2億2,095万4,000円、あるいは豪雪対策で行われました農作物災害緊急対策補助金1億3,204万4,000円、また、クラインガルテン整備事業1億1,980万9,000円、こちらは完了によりまして減少となっております。

歳入の主なもの等につきまして御説明をいたします。

款1、町税、23億3,619万7,000円となっておりまして、前年に比べまして1,041万1,000円、0.4%増加しております。個人住民税につきましては、給与所得が堅調に伸び、3,187万8,000円の増加、法人町民税は1,994万9,000円減少したものの、収入額1億9,960万2,000円といずれも高い水準での収入となっております。

固定資産税は地価の下落によりまして763万2,000円減少しまして、軽自動車税におきましては税率変更により678万円の増となっております。現年度徴収率につきましては、99.3%で平成元年以来の高水準を確保しました昨年度に

比べまして0.2ポイント減少をしてございますが、滞納繰越分にかかる徴収率を合わせた全体では94.5%で前年に比べて0.2ポイント向上をしているところでございます。

款2の地方譲与税から款11の交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましては、全科目において前年度収入を下回り、合計で1億4,836万9,000円の減額となっております。

特に款10の地方交付税は12億9,085万円の収入で前年比1億1,501万3,000円の減少となっております。

内訳は、普通交付税は1億1,784万6,000円の減少、特別交付税は283万3,000円の増となっております。普通交付税につきましては、地域振興費などの基準財政需要額が減少した上に法人町民税など、基準財政収入額が増加したことによりまして普通交付税額が減少するといった状況となっております。

款12、分担金及び負担金、9,268万2,000円で前年に比べまして296万7,000円、3.1%減少をしてございます。保育料負担金の減少によるものでございます。

主な負担金の徴収率ですが、保育料の負担金、前年比で99.6%と昨年と同ポイントの維持をしているところでございます。

2ページをお願いいたします。

款13、使用料及び手数料は、8,028万8,000円で、前年に比べまして338万2,000円、4.0%減少をしてございます。墓地の永代使用料や教育施設使用料の減少が主な要因となっております。

主な使用料の徴収率であります。住宅使用料の現年分でございますが、98.7%と、1.1ポイント、前年に比べて低下をしているといったところでございます。

款14、国庫支出金は5億9,255万1,000円で、902万7,000円、1.5%減少してございます。こちらは、平成27年度に実施しましたプレミアム商品券事業などに充当しました地域住民生活等緊急支援交付金の減少が主な要因となっております。

款15の県支出金は3億666万8,000円で前年比1億4,041万8,000円、31.4%と大きく減少してございます。平成25年度に発生した豪

雪災害によります農作物等災害緊急対策補助金としまして1億803万6,000円の減少、こちらが主な減少の理由となっております。

款16の財産収入につきましては、1,103万8,000円で前年比に836万3,000円、43.1%減少をしております。土地売り払い収入が871万4,000円減少したことによるものです。

款17、寄附金6,454万4,000円で前年に比べまして4,040万4,000円、167.4%増加をしております。こちらはふるさと納税寄附金3,934万5,000円増加したことによるものです。款18、繰入金、5億3,793万6,000円で前年比2億9,475万6,000円、121.2%増加をしております。

主な要因としましては、27年度新斎場建設負担金など、多額の事業費の計上からくる財源不足に対応しました財政調整基金の繰入金2億2,275万円、こちらは減少をしておりますが、やはり役場庁舎整備事業の財源として繰り入れました役場庁舎整備基金5億2,400万円が増加したことによるものでございます。

款21の町債4億1,310万円で前年比で1億7,060万円、29.2%減少をしております。公共事業等債1億940万円、臨時財政対策債6,100万円の減少によるものでございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

初めに、款1の議会費、8,260万5,000円で前年比695万円、7.8%減少をしております。こちらは議員共済費の料率変更に伴いまして共済費が減少したものであるものでございます。

款2の総務費は、11億9,673万6,000円で前年比1億9,219万9,000円、19.1%増となっております。役場庁舎整備基金への積立金が減少といったところがございましたが、本体建設工事に着手しました役場庁舎整備経費で2億4,773万3,000円が、またふるさと納税の増加に伴いますふるさと納税特典事業委託料2,029万8,000円が増加したことによるものでございます。

款3の民生費17億2,640万9,000円で、こちらはほぼ前年並み0.4%の増加でございました。法定外繰出をとりやめました国民健康保険特別会計の繰出金2,290万ほど減少をしておりますが、国の政策であります臨時福祉給付金事業、こちらが3,743万2,000円増加をしております。

款４、衛生費は５億６，８１０万８，０００円で、こちらは５，９９８万
７，０００円、９．６％減少をしております。先ほどから申し上げております新斎場
建設負担金の減少によるものでございます。

款６、農林水産業費は１億７，４２２万６，０００円でございます、前年に比べ
て６１．６％と大きく減少してございます。こちら、クラインガルテンの整備事
業、あるいは豪雪災害に伴う緊急対策事業補助金が減少したことによるものです。

款７、商工費６，１５９万８，０００円で、こちらの２０％と大きく減少してござ
います。こちらは、地域消費喚起の生活支援交付金によりまして実施をしましたプ
レミアム商品券事業の補助金が減少したことによります。

款８の土木費は６億２，１９３万２，０００円で、こちらは９％減少をしてござい
ます。橋梁の修繕を行っております社会資本整備総合交付金事業は、１，４５８万
４，０００円ほど増加しておりますが、都市再生整備計画事業費で７，５４０万ほど
減となっております。こちらが要因でございます。

最後の４０ページをお願いいたします。

消防費は、２億４，７３８万円で１．８％減少しております。消防団員退職報償金
など、報償費で９０４万３，０００円増加をしておりますが、佐久広域への広域
消防経費で１，７６５万２，０００円が減少しております。こちらが減少の要因とな
っております。

款１０、教育費は５億６３９万６，０００円で４．７％の減少となっております。
こちらは前年度実施をしました小中学校体育館の構造部の耐震事業、あるいはＢ＆
Ｇ海洋センターのプール解体事業の減少が要因でございます。

続きまして、款１２の公債費は１０億１７０万３，０００円となっております、
２９％増加をしております。こちらは平成２４年度に借り入れました公共事業等
債、あるいは臨時事業財政対策債の元金償還が始まったほか、２７年度の予算剰余
金を財源として、１億７，７２６万７，０００円、繰上償還を実施したことにより増
加となっております。

それでは決算書の１４ページをお開きください。

こちらが事項別明細書になります。こちらの１４ページであります。

歳入歳出差引残額は４億５，９３６万７，５４３円となっております。このうち基
金への繰入金としまして１億４，８００万円を基金に繰り入れてございます。

以上が、28年度一般会計の決算概要となります。

次に、決算書198ページをお開きいただきたいと思えます。こちらが一般会計の実質収支に関する調書となっております。

単位は1,000円単位となっておりますが、歳入総額66億5,900万6,000円、歳出総額は61億9,963万8,000円、歳入歳出差引額4億5,936万7,000円となっております。

4番の翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費の繰越額としまして1億6,427万7,000円となっております。

この結果、5番の実質収支額でございますが、3番の歳入歳出差引額から4番の翌年度へ繰り越すべき財源を引いた額でございますが、2億9,509万円となっております。

先ほど申し上げましたが、6番の実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金につきましては、1億4,800万円であります。

なお、地方自治法233条第5項の規定に基づく書類としまして、歳入歳出決算事項別説明書につきましては、15ページから197ページに、実質収支に関する調書は198ページに、また財産に関する調書を351ページから355ページまでに掲載をさせていただいております。

358ページ以後につきましては、主要事業の状況など、決算に関する説明書を掲載させていただいております。

また、同法第241条第5項の規定に基づきます書類としまして、356ページから357ページまでに定額運用基金の運用状況を示す書類を掲載させていただいております。

以上、平成28年度の一般会計の歳入歳出決算の概要について御説明をさせていただきました。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前11時05分）

（休 憩）

（午前11時20分）

○議長（小井土哲雄君） 会議を再開します。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

古越 弘議員。

(1 0 番 古越 弘君 登壇)

○ 1 0 番 (古越 弘君) 議席番号 1 0 番、古越 弘です。

決算書の 1 7 ページですが、1 7 ページ町税不納欠損 5 0 1 万 6 , 8 2 3 円中の約 8 0 % 近く、7 7 % くらい 3 8 5 万 9 , 2 3 3 円が固定資産税になってました。この固定資産税というものを不納欠損ってというのは、これは固定資産税っていうのは物はあるんですから、差し押さえ等は非常に可能ではあるとそのように感じました。それでどうしてこういうふうになったかということをお聞きをいたします。

○ 議長 (小井土哲雄君) 相澤税務課長。

(税務課長 相澤 昇君 登壇)

○ 税務課長 (相澤 昇君) 固定資産税の不納欠損について御質問でございますけれども、

不納欠損は滞納されている税について督促状、催告書の発送、財産調査などいわゆる滞納処分の手続きを経た上で、滞納処分の停止の要件等を規定した地方税法第 1 5 条の 7 に該当する者について、御代田町財務規則第 4 6 条の規定に基づいて執行しております。地方税法第 1 5 条の 7 滞納処分の停止の要件等の規定に該当するものとしましては、納税者に滞納処分の対象となる財産がない、滞納処分を執行することにより生活が著しく急迫する恐れがある、滞納者の住所及び財産が不明のときなどが規定されております。したがって、不納欠損の執行に当たっては十分な調査の上、慎重な判断に基づいて実施しております。

2 8 年度の不納欠損執行金額の内訳でございますが、廃業解散法人分が約 4 0 %、執行停止中の時効が 3 8 %、相続人不存在が 2 2 % でございます。執行停止中の時効による不納欠損は差し押さえる財産がない、あるいは公売に付しても納税額に満たないなど納税者に滞納処分の対象となる財産がないとき、あるいは滞納処分を執行することにより生活が著しく急迫する恐れがあるときに該当する者です。全体の 6 割を占める法人の廃業、解散及び相続人不存在による欠損は法人の場合には登記を抹消するか変更されていない限り債権回収は見込めない課税であります。相続人不存在の場合には、納税義務者が存在しない課税であるため、不納欠損処理を適切に執行するべきものであると考えます。財産があるから、換価ができるのではないかということですが、法人等の廃業等の場合、倒産の場合はほかの金融機関

等も差し押さえをしておりまして、それを競売、町がやる場合には公売になりますけれども、それが公売金額がとても税額に満たないということで、公売にかけるものでもなかったり、あるいはそのまま倒産してその企業の行方がわからない。抹消登記をしていなくて、どこに行ったのか探しても行方が掴めない。しかし廃業あるいは倒産したときから毎年税は発生するんですけれども、納める人がいなくて滞納額がどんどんどんどん増えていってしまう。これを執行停止しない限りはずっと同じように税が増えていってしまうので、課税はしていても債権回収ゼロ、納めていただける見込みがないものということでありまして、不納欠損にさせていただけるという状況であります。

○議長（小井土哲雄君） 古越 弘議員。

○10番（古越 弘君） ということは、今後もこういうことは起こりうるということですかね。それと、そうなった場合対策というものは何か考えられるのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 先ほど説明したとおり、適正な課税状況にないものですから、今後も十分な調査をした上で、不納欠損で落としていくものは毎年出てくると思います。対策ですけれども、一旦執行停止、差し押さえ解除を速やかにして、公売ではなくて、個人で買い手を探していただいて、執行停止すると一銭も入ってこないんですけれども、差し押さえ解除したりして個人で売買していただいたその場合例えわずかでも納税していただくというような手段も考えられるかと思うんですが、基本的には不納欠損したものについては収入は見込めないということです。できるだけ新しい所有者に固定資産を移動して、新たな所有者が納税していただくことが望ましいかなと考えています。

○議長（小井土哲雄君） 古越 弘議員。

○10番（古越 弘君） わかりました。

その次、もう1点。資料ナンバー1の関係ですが、やはり固定資産税でございます。土地の下落ということで、収入が減ったとなっておりますが、そのほかに新しく宅地になって建築されたりして新たな税がかかった分があると思います。その辺の内容はどうなっているかお聞きをいたします。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 土地の下落の減の他に新たな宅地、建物課税により増税にな

った件数と金額についてお答えいたします。まず家屋でございますが、平成28年度に新たに課税した新築、増築家屋は76棟、内訳は木造家屋が62棟、非木造家屋が14棟で新築住宅の税額は新築住宅の軽減措置等がありますが、568万1,000円ほど新增築家屋にかかる増額分があります。反対に、滅失家屋もありまして、滅失家屋は35棟、その内訳は木造家屋が19棟、非木造家屋が17棟でございます。ちなみに、27年度の新増築家屋は127棟、26年度は118棟、25年度は110棟というように御代田町の平均は年間100棟前後の新増築家屋があるというところで推移しています。

○議長（小井土哲雄君） 古越 弘議員。

○10番（古越 弘君） 今後もこのような推移で多分進むだろうと見通しをしているのかどうか。町長のあいさつにもありましたとおり、宅地造成とかにちょっと力を入れていくとなると、その辺の増を見込んでもいいのか悪いのか。見通しがどうなっているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 新たな宅地ですけれども、平成28年度から新たに宅地として課税をした土地の面積につきましては、1万4,381m²で、税額は79万6,000円、宅地評価になる前の税額が45万9,000円ですので、33万7,000円増額となっております。今後この見通しをどのように捉えるかということでございますが、固定資産税は安定した財源でありますけれども、3年ごとの評価替えや毎年行う土地の下落修正によりまして毎年度わずかずつではあります減収しております。ちなみに5年前の平成25年度の固定資産税の現年度課税分の調定額は11億5,700万ほどです。それに対しまして、28年度は11億622万5,000円で、約5,000万円ほど減少しております。

御代田町は立地条件、気候条件、環境条件などにも恵まれておりますし、今後他の市町村などで実施されている町のランドデザインとか将来を見据えたまちづくりというようなものを具体的に作成して、実施していけるような状態であれば将来の町をイメージしたらまちづくりは今よりまして移住定住、計画的なまちづくり、そういった事業が推進されることにより、固定資産税の税収を見込める可能性は十分にあるものと思います。また、ちょっと税目は変わるんですけれども、そういった勤労世代にも住宅保有者が増えるようなことになると、あわせて町民税の税

収も見込めるような状態が発生するものと考えています。

○議長（小井土哲雄君） 古越 弘議員。

○10番（古越 弘君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

1点質問させていただきます。厚いほうの決算書55ページ、財産管理費、庁舎管理計画の中の13番委託料、新電力業務委託料124万4,160円ということで、昨年度から新電力に切りかえているわけですけれども、電気料の削減効果はどうであったかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 電気料金の削減効果についてお答えいたします。

気候の違いなどもございますので、一概に新電力移行のみの効果であるとは言いきれませんが、高圧の電気契約をしている7施設、役場本庁舎、エコールみよた、北小、南小、中学、共同調理場、井戸沢一般廃棄物処分場、この7施設について平成28年の8月に新電力に切りかえましたので、切りかえまでの1年間、平成27年の8月から28年の7月と、切りかえ後の1年間、28年8月から29年今年度の7月までの実績を比較してみますと、7施設合計の使用電気料は2万4,754kW/hということで増加しております。逆に、電気料金につきましては522万4,050円減少しておりますので、平成28年度新電力業務委託料の124万4,160円を差し引いたとしても、全体で397万9,890円の削減効果があらわれており、7施設の全てで電気料金が削減の方向にあります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 削減効果が397万円ということであったということなんですけれども、1番大きく電気料を減らしている施設はどこなんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 積算の段階では詳しく施設ごとに全て出しまして合計したん

ですけど、ちょっとこの会場には合計額しか持ってきておりませんので、また後ほど。施設ごとの電気料も出しておりますので、資料をお渡ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） もう1点ですが、今回は高压電力について新電力に切り替えたということなんですが、ほかの低压というか、保育園だとか児童館とかこれからの切りかえの予定があるかどうかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 現時点の状況では低压のほうにつきましては、電力移行等も可能なわけなんですけど、あまり大きな効果というのは見込めるような状況ではございませんので、現時点の制度の状況のもとでは移行していくという考えはございません。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 以上、終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑がある方。
市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

2点ほどお聞きいたします。

まず初めに、この決算書115ページですが、備考欄のほうの一般廃棄物処理委託料というのが8,657万8,794円というふうに出ているわけですけども、前年より若干増えているようであります。後ろの資料の中では可燃ごみでは62トンの増量ということでありましたが、その増えている要因といいますか、人口が増えているのかなという思いもありますが、またその増えることに対する対応策としてはどのように考えているのか。それとまた、その上の同じページで井戸沢最終処分場残余容量測量委託料ということで41万400円が計上されていますが、この最終処分場の残余、どれくらいこれから入れられるかということなんだろうが、その結果、どのくらいの量になっているのか、その辺について。

そして、ページ143ページにいきます。143ページの社会資本整備総合交付金事業費、町長の招集挨拶にもありましたけれども、支出済み額が4,314万

2,258円となっているわけですが、この整備内容ですね、今年度28年度はどこまで終了しているのか、またこの23年から橋梁維持補修というのは計画的に進められてもうこれで5年経ったわけですがけれども、57橋のうち、整備率っていうのはこれでどのくらいになったのか、その点についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは1点目の一般廃棄物委託料、これの若干増えた増額の要因及び井戸沢最終処分場の測量委託料、この支出の内容について御説明をいたします。

先の6月に行われました第2回定例会一般質問において池田健一郎議員からごみの更なる減量化対策についてという質問をいただいております。その回答内容と重複してしまう部分が多くあるわけですがけれども、改めてお答えをさせていただきたいと思っております。

長野県は2年連続全国で1番ごみの排出量の少ない県となっており、当町はその中では町単位では4番目に少ないということでごみの排出抑制については優等的な町でございます。これはひとえに、住民の皆様の御理解と御協力の賜物というふうに考えているわけでございます。しかし、平成20年度を境に、可燃ごみについては増加の傾向にあるわけでありまして、平成20年度から分別方法を大きく変更しない中で考えられる要因の1つは人口の増加。だんだん増えてきているという状況。これが1つございます。また、核家族化の進行。あるいは、1人世帯の増加。近年では庭の草等を可燃ごみで排出される場合も多くなってきております。それからまた、老人施設における紙おむつの普及、こういったところも要因の1つとして考えられるということでございます。社会情勢によるさまざまな要因が複合的に作用していると考えられまして、これが主たる要因であるということを経ることが非常に難しい状況でございます。

町ではこういった増加傾向の中で分別に対して広報等によりまして住民の皆様に御周知、御理解いただけるよう努めてまいった、こういった形でごみの抑制化を図っているわけですがけれども、それでも伸びてしまっているという状況でございます。

今後の対応策につきましては先年の組成調査で雑紙の混入が多く見られました。

また、こういった小さな雑紙まで効率よく分けられるような紙袋の作成などの対応を今検討しているところでございます。これが具体的な部分でございます。

また、当町で1つ特筆すべきところがございます。当町ではオープンソースを活用して職員が経費をかけずに、ここちょっと強調させていただきます、職員が経費をかけずに作成したゴミチェッカーというウェブアプリをホームページで公開しております。県内ではアプリ提供している市町村はまだ少ないと聞いております。他市町村からの問い合わせもこのアプリについては数件来ているというような状況でございます。注目されてる部分であろうと思います。スマートフォンが普及している現在、お手元で簡単に利用することができます。ですから、ごみを分別するときスマートフォンを持っていれば、このごみをどこに出せばいいのか、あるいは何曜日に出せばいいのか、そういったところまでわかるような状況でございます。こういったことがお手元で容易にできるツール、便利なツールを開発しております。このゴミチェッカーをさらに利用していただけるように周知していきたいというところでございます。

それからもう1点の井戸沢最終処分場の残余容量測定の結果ということでございます。将来予測の精度を高めるため、平成28年度の残容量測定は10m単位、10mメッシュを切りまして、これで網をかけまして、平面測量を行っております。これとあわせまして、レベリングといいまして、高さ、標高の測量ですね、高さの測量、ですから平面かける高さで体積が出てまいります。その結果なんですけれども、井戸沢最終処分場の埋め立て計画容量が約3万670 m^3 でございます。3万670 m^3 。これに対する残っている残容量、これが1万79 m^3 であるということがわかっております。平成8年の井戸沢供用開始から20年で約3分の2が埋まっているということになるわけですけれども、ただこれ単純計算であと10年で井戸沢が満杯になってしまうかという、そうではございません。ここ数年、埋め立てごみを減らして延命化を図ってきているという経過がございます。埋め立てごみの処分量についてはここへきてほぼ底をついたという状況になってきている状況だと思います。現在の処理量で将来いつまで井戸沢処分場が使えるのか、これを予測するというので測量を実施しております。また次の処分場計画の策定、これをいつから始めたらいいいのかこういったところにも役立てるということで精度の高い測量を実施しているところでございます。

今後なんですけれども、今年度同時期にもう一度測量を行って、残りの容量を出して、その差で1年に何 m^3 埋め立てられたかを明らかにしてまいりたいということでございます。1年だけのデータではバイアスの平準化がなされていないというふうにいえるかと思えます。偏りが修正されていない状況といえるかと思えますので、今年度から3年を経過した時点、平成32年度を目安に再度測量を行い、複数年による埋め立てられた容積、 m^3 を明らかにして、より精度の高いものにできればというふうに考えているところでございます。ですから、今後のこともあるということで、3年後にだいたい井戸沢がどのくらい延命化が図られるのか、持つのかというところが細かいデータとして明らかになってくるということになります。ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） それでは、私のほうから平成28年度に実施いたしました社会資本整備総合交付金の橋梁に關します支出済み額4,314万2,258円の工事の内訳、並びに整備率につきまして説明させていただきます。

平成28年度は橋梁長寿命化計画に基づく補修設計業務及び補修工事、耐震補強工事を行っております。補修設計業務では西軽井沢地区の大谷地橋、馬瀬口地区の東原1号橋の2橋、補修工事につきましては塩野地区の大谷地橋1号橋、大谷地橋2号橋、馬瀬口地区道陸1号橋の補修工事3橋。耐震補強工事は児玉地区の北陸新幹線跨線橋、5橋のうち3橋を実施しております。また、平成27年度の繰り越し工事で行いました三ツ谷地区濁川橋架けかえ工事におきまして支障となりましたNTT東日本、株式会社西軽井沢ケーブルテレビの河川移転補償を行っております。繰越明許の1,297万5,000円の内容でございますが、濁川橋架けかえ工事の繰り越し工事と本工事に伴います長野都市ガスのガス管の移設の補償を実施しております。

続きまして、橋梁補修工事の整備率について説明でございます。御代田町が所管する橋梁は57橋ございます。54橋が橋梁長寿命化計画により社会資本整備総合交付金の対象となっております。そのうちの27橋について、平成22年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国土交通省の交付金を受けまして、補修工事を随時実施しております。橋梁長寿命化計画に基づく橋梁27橋に対しま

して、補修工事が完了しております橋梁はふるさと大橋、露切橋、濁川橋などの11橋でございます。健全な橋梁は37橋となりまして、平成28年度末の整備率は約65%になります。また、補修設計や補修工事に現在事業着手している橋梁が大谷地橋、新幹線をまたぐ跨線橋が2橋であわせまして5橋となります。平成29年度末では2橋の補修工事と2橋の耐震補強工事を予定しておりますので、平成29年度末での累計は42橋となります。整備率は約74%になる見込みとなっております。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 生活環境のほうの最終処分場の件ですけれども、先ほどあと3年後ぐらいにはしっかりともう一度、32年度に測定をしていきたいということなんですけど、以前に平成25年度の段階で少なくとも30年以上は大丈夫だという数字はいただいたんですけども、そのやっぱり32年度の測量をもってある程度何年くらい大丈夫かっていうのは、そこでないと明確に出ないってことですかね、現時点で。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

○町民課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

平成25年度の調査なんですけれども、20mメッシュ、今回が10mメッシュということでさらに細かい区切り、区画で測量調査を実施しております。というのは、やはり精度が20mメッシュだと若干落ちるという見解をいただきました、測量業者等から。そういった中で、さらに、やはり未来予測というのは正確であるほうがいいということで、10mメッシュの測量調査を去年から始めているというところでございます。その当時、算出いたしました約30年という数字、これの妥当性についても検証可能かと思っておりますので、さらなる詳細な正確な調査を進めてまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方。池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 議席番号9番、池田健一郎です。

今、市村議員が質問されたことの関連ですけれども、決算書の115ページに同

じくですね、久保沢一般廃棄物最終処分場廃止基礎調査委託料というのがあるんですけれども、これはどんなそのあれなんですか。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） 久保沢の調査につきましては、今現在休止状態と、最終処分場が、という状況になっております。これを、最終的には廃止という形を取りたいんですけれども、汚染データ等さまざまなデータが必要になってまいります。そういったところを詳細に調査して、近い将来廃止にもっていけるような予備調査を今現在進めているところというところでございます。今、埋め立てになっている部分に当時最終処分場がございました。これについて、まだ休止という状況で続いておりますので、最終的にはこれを正式に廃止にもっていきたいということでの予備調査を行ってるところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） そうしますと、荒町と平和台のちょうど境の沢のことをいうわけですよね。同様に、その昔御代田町では沢を埋め立てみたいな形で使ったのは、楓ヶ丘から伍賀、豊昇、梨沢のほうへ下っていく県道沿いのところのそのような形で使った過去があるんですけれども、その辺は把握されてますか。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

○町民課長（小山岳夫君） ちょっとその豊昇梨沢の最終処分場ですか、楓ヶ丘、黒岩の部分ですか。ここについては、休止という話は聞いておりません。廃止になっているかどうかは改めて確認したいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 続いて、松くい虫の対策について、ちょっとお聞きします。

森林整備費の松くい虫防除対策の委託料が、約27万円ほど予算より減額で決算締められてますけれども、以前松くい虫の対策は質問したときに、担当課のほうからはいろいろやりたいけれども予算がないんだよというふうな説明を受けてたんですが、今これだけ当初412万かな、このくらいの予算の中で対策が私はやり切れていないんじゃないかというふうに思うんですけれども、あちらこちらにまだ枯れた松が立ってますし、この予算の減額って、使いきれなかったってことはどういうことなんですか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

詳しいことはちょっと資料が手持ちにないものですからわかりませんが、今現在29年度につきましても、申請枠に対して補助額減少になってくれば当然実施のほうも下がってくるわけですが、大分松くい虫の松もだいぶ減っていて、事業量としてはだんだん減っていくような傾向にあらうかなというふうに分かっているところがございます。また、そういったところを見受けたらぜひとも教えていただければ対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） これで終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方。五味高明議員。

（13番 五味高明君 登壇）

○13番（五味高明君） 議席番号13番、五味高明です。

ちょっと細かい質問になるんですけど、ちょっと委員会が違っちゃったので、ここで質問しないといけないんですけども、させていただきます。最初の16、17ページの歳入のところなんですけども、調定額と予算現額なんですけども、先ほど説明の中で町税の徴収率が94.5%というお話があったんですけども、これは調定額で収入済み額を除いた額でよろしかったんですよね。予算的には調定額より低くなっているというのは、もともと予算たてる段階で100%はないっていう前提でたてられてるのかどうか。そこをお聞きしたいんですけども。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。

全般につきまして、徴収率を99.3%で調定されるであろう見込額に99.3%をかけて、収入見込みということで予算計上させていただいてるところであります。以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明議員。

○13番（五味高明君） 最初から99.3という数字は何が根拠になって99.3なんですか。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 本来ですと、現年度課税分については100%の徴収率で行いたいんですけど、やはりいろいろな事情で、滞納が出てきたりしますので、目標というか今までの累積の中で最低でも99.3%を下回りたくないという数字をもとにして、99.3%という数字を使っております。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明議員。

○13番（五味高明君） 最後に1点、ちょっと細かいですけど、同じページの町税の中で軽自動車税があるんですけども、これが先ほど言ったように調定額と予算現額ですか、実績を見たときに、自動車税は途中で1回補正で355万6,000円見込んで、最終的に予算現額が46万1千何がしになっています。収入済み額が46万で若干下回っているんですけども、これ補正を組んだ段階でこの辺は誤差が入っているのかなのかということと、あと細かいんですけども6万3,626円の不納欠損を出してるんですけども、軽自動車税ということで金額的には低いんですけども、これは不納欠損額にした理由ですか。これを教えていただきたい。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 軽自動車税につきましては、通常の車ですと廃車等したりする形のところだと思うんですけど、一般の車両でも同じようにもう所有者がいなくて、ナンバーがずっとない、そういったものを不納欠損にしたのはずっとその所有者等を調べましたけれども、所有者がわからない。所在がわからない。滞納実態調査等しているんですが、その人がどこにいるのかわからないということで不納欠損になっています。それが、軽自動車税の賦課期日が4月1日、そこに新規、廃車等を見込みますが、やはり見込んだ数字と違う、あるいは去年の場合は三菱自動車で、排ガス不正報告で、エコカー減税の補正が出てきておるということであつたとお聞きをしておりますが、そのような説明でよろしいでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明議員。

○13番（五味高明君） 最後にこれで終わりますけれども、町税徴収、税金の徴税ですか、これはなかなか大変な仕事だと思うんですけども、町の貴重な財源があるのでぜひ引き続きこれを上げる努力をしていただきたいんですけど、今回28年度の歳入歳出の決算審査意見書の中で税務関係非常に頑張ってるというような気づきが

ありましたけども、引き続き好評を目指して頑張っていたきたいと思います。
終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方。井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。

2点、質問させていただきます。まず、初めに、決算書の7ページと、それから17ページになります。17ページで結構なんですけれども、済みません、町民税につきまして確認、もう少し補足説明をいただきたいということでお願いしたいと思います。

法人税が1,900万減の個人住民税が3,182万8,000円ということで、法人につきましては昨年度に比べ約1割、それから個人につきましては、5%ほどですかね、ざっくりなんですけれども、その理由としてまず個人につきましては給与所得の増とありますけれども、給与所得の増に対してこれは町内企業の話だと思いうんですけれども、法人税についてはどんなだったかということで、少し説明としてはもう少しほしいなと思いました。この理由は、給与所得の増ということで1年間就業人口、課税所得の課税対象者からどのくらい、実際には増えてるはずなんですけれども、給与所得の増だけでなくてそういう分析はどのようになっているのか、それから法人税の減は業務は業績の悪化となってますけれども、これは町内大企業の説明できる範囲で影響がどのくらいなのか。いわゆる景気がいいときは設備投資とかしてるはずなので、決算で各企業で中小企業のほういろいろ、いわゆる決算としてはマイナスっていうことも逆にあるかと思うんですけれども、そのような分析はどのようにされているのか。それについて説明をお願いします。

それからもう1点、ふるさと納税ですけれども、毎年ちょっとほかの方も確認していると思うんですが、プラスがだいたい3,900万ありますよね、それに対して、ごめんなさい、ページを言います。一般会計決算の資料の番号を言わせていただきますけど、その中で2ページですけれども、ふるさと納税寄附金が3,931万5,000円増えてる。歳出では2,000万で、総務費のところでは事業委託料が2,000万増えています。ですので、プラスマイナスで単純に2,000万程だと思いうんですけれども、町のほうからはどのくらい利益が出ているのか。そういう意味での収支的なことはどのくらいなのか。今後、その点でお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） まず、町民税の増減の内訳についてお答えいたします。

平成28年度の決算における町民税は決算書17ページにありますとおりであります。御質問は町民税の増減の内訳についてでございますので、滞納繰越分を除いた現年度課税分について説明させていただきます。議員の皆様も御存じのとおりで町民税には個人町民税と法人町民税がございますので、まず個人町民税について説明いたします。

個人町民税も現年課税分調定額は27年度の7億2,257万円より3,341万7,500円増の7億5,598万7,500円。収入済み額では27年度の7億1,916万1,124円より3,213万6,834円増の7億5,129万7,958円。徴収率は99.4%となります。町民税の調定額の内訳でございますが、給与所得者が6億2,165万7,000円で、27年度より1,124万1,000円の増。営業所得者が3,195万7,000円で27年度より334万円の増、農業所得者が3,140万2,000円で27年度より1,126万円の増。退職所得者が646万1,000円で27年度より161万5,000円の増。その他の所得者、配当所得とかいろいろあるそういった所得者をまとめまして、6,088万8,000円で27年度より603万8,000円の増。それから、町民税の中に含まれる家屋敷課税、町内に住所を有しない方が家をお持ちの方にかかる課税でございますが、362万3,000円で27年度より7万7,000円の減でございます。増加した主な要因につきましては、増加率は1.8%と少なかったんですけれども、構成比は85%以上を占める給与所得者が1,154万2,000円の増。構成比では2.8%と低いんですけれども増加率で55.9%増となりました農業所得者が1,126万円の増で全増加額の67%強を占めているという状態でございます。納税義務者数は27年度の8,669人よりも124人増えて、8,793人となっています。

次に法人町民税でございますが、法人町民税現年課税部分、増減につきましては、決算書に書いてあるとおりではございますが、法人町民税にも「均等割」と「法人税割」がありまして、均等割りは御代田町町税条例第31条第2項の第1号から9号の区分におきまして、年税額が規定されております。法人税割は税条例の

34条の4に規定された税率10.9%で、現年度の法人税に課税されます。したがって、28年度は28年度の法人税に課税されるわけでございます。ただ、予算の見込みにつきましては、前年度の法人税割額の2分の1をもって、予定納税される部分のところをもって見込んでおりますので、前年度の業績で判断させていただいております。したがって、28年度におきましては業績が不振であったために、法人税の予定納税されたものに対しては決算で出てる数字とは別に、歳出還付で三千数百万円、歳入還付か歳出還付かという部分なんですけど、同じ年度に予定納税されたものは年度内に返す場合には歳入還付ですから、予算の予定だけで済むんですけども、一旦決算となってしまった後に、28年度は本当は所得税が発生しなかったんですということ、還付する部分が3,000万円ほどあるということでございます。28年度に申告のあった法人については396法人で、27年度の404法人よりも8法人減少している状態でございます。それぞれの各法人のどこが上がってどこが下がってとかちょっと申し上げられないんですけども、26年27年の法人の業績はよかったですけれども、28年度については法人税自体が発生している法人が少ないので法人税割という部分の税金が減ったということ、御理解いただければと思います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからふるさと納税の関係についてお答えさせていただきます。

ふるさと納税の特典事業の委託料につきましては28年度につきましては3,268万3,000円の支出でございました。また、ふるさと納税寄附金は6,346万5,000円ということで差引が実際に事業に充てることができる費用になります。こちらが3,078万ほどになるかと思います。御代田町の方が町内に寄附をされた金額になりますけれども、こちらにつきましては大変正確なところは1件1件積み上げないところでございますので、正確な金額ではないんですけども、28年中に約1,000万円ほどあったという状況でございます。その1,000万円のうち、個人町民税から控除される額がそれぞれ割合によって違うかと思うんですけども、200万円から300万円程度になるのではないかとこのように考えております。ですので、28年度3,000万ほど純粋な収入が

ございましたので、それを合わせましてもかなりなプラスになっているというふう
に考えているところであります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田理恵議員。

○6番（井田理恵君） 済みません、時間が押してるので最後に今の2点について確認を
したいと思います。まず、個人課税についてですけど、給与所得につきましては、
実際そこを確認したかったんですけども、単純に個人の負担額、できる範囲内の課
税の能力が上がっただけではなく、絶対人口的に124人ほど課税対象者が増えた
ということで、その部分はよろしいですかね、ありがとうございます。それと、
法人町民税につきましては、今も背景のことにつきまして確認をしたかったのでわ
かりました。それと、もう一点ですけれども、ふるさと納税ですけれども、
3,000万ほどの安定的な寄附金があるということでそれについて今後特に国の
特別な示唆、サゼスチョンがない限りは予定で運用され、そしてたまたもし希望の今
後いわゆる町内の業者さんでふるさと納税に参加したいという業者さんがあるよう
でしたらまた継続してやっていくということによろしいでしょうか。2点確認いた
しました。終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開いたします。

（午後 0時17分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（小井土哲雄君） 総務課長より発言を求められておりますので、これを許可しま
す。荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 午前中の、池田るみ議員の質問について追加で御説明させて
いただきます。

一番削減効果が、削減額が大きかったのはどの施設でしたかという御質問でした

ので、一番大きかったのは学校給食でございます。５６０万円の全体のうち
１４１万９，０００円ほどの効果があられております。２番目が、エコールで
１１２万２，０００円ほど、３番目が中学校で１１２万円ほど、あとの施設が似た
り寄ったりな状況でございますが、削減となっております。

それともう１点、７施設の全てで電気料金が削減されていますとだけ御説明申し
上げましたが、実績で言いますと、数字だけをとってみますと、実は井戸沢処分場
は年額で２万５，０００円ほど、実は、電気料金増えているんですが、これにつ
きましてはブロワーの故障ですとか、漏電といった事故がございまして、その特殊事
情を除きますと通常どおりの状況であれば、削減効果があられていたということ
でございましたので、報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

―――日程第１１ 議案第６０号 平成２８年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１１ 議案第６０号 平成２８年度御代田財産区特別会
計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の２３ページをお開きください。

議案第６０号 平成２８年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
地方自治法第２３３条、第３項の規定により、平成２８年度御代田財産区特別会計
歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成２９年９月２２日提出、御代田町長。

別冊決算書の１９９ページをお開きください。

こちら、２８年度の御代田財産区特別会計歳入歳出決算書になります。１枚おめ
くりいただきまして、２００ページをお願いいたします。歳入・歳出決算書、款項
別集計表になります。

初めに、歳入でございます。

款１、財産収入、項１、財産運用収入、収入済額３０１万３，２４１円となって
ございます。内訳につきましては、土地貸付料２８２万７，２５９円、基金・預金

利子18万5,982円の収入でございました。項2、財産売払収入は、収入ありませんでした。

款2、繰入金、項1、基金繰入金、1,030万円の収入でございます。財政調整基金からの繰入金となっております。

款3、繰越金、47万9,260円の収入でございます。前年度からの、平成27年度からの繰越金であります。

款4、諸収入、項1、雑入は、こちら収入ございませんでした。

歳入合計であります。予算現額1,375万7,000円に対しまして、収入済額1,379万2,501円の収入で、執行率は100.3%になってございます。

202ページをお願いします。

歳出になります。

款1、総務費、項1、総務管理費、支出済額1,308万470円の支出でございました。支出の主なものにつきましては、財産区有林管理委託料としまして400万円、同じく財産区有地の下刈り委託料640万円が主な支払いで、そのほか財政調整基金積立金、委員報酬の支出でございます。

款2の予備費、充当等はございませんでした。

歳出合計予算現額1,375万7,000円に対しまして、支出済額1,308万470円の支出となっております。執行率は95%となっております。

次に、204ページをお開きください。

歳入歳出差引額71万2,031円となっております。こちら、平成29年8月24日の御代田財産区管理会におきまして同意を得ています。

210ページのほうをお開きください。

実質収支に関する調書となります。

歳入総額1,379万2,000円に対しまして、歳出総額1,308万円、歳入歳出差引額が71万2,000円となりまして、5番の実質収支額も同額71万2,000円となっております。全額、平成29年度へ繰り越してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 2 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 1 2 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、議案書の 2 4 ページをお願いいたします。

議案第 6 1 号 平成 2 8 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 2 2 日提出、御代田町長。

別冊の決算書 2 1 1 ページからお願いいたします。

こちら、小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算書となります。1 枚おめくりをいただきまして、2 1 2 ページ、お願いいたします。

歳入歳出決算書の款項別集計表になります。

初めに、歳入の款 1、財産収入、項 1、財産運用収入、収入済額 5 万 6 4 2 円となっております。こちら土地貸付料が 5, 2 0 0 円、財政調整基金の預金利子 4 万 5, 4 2 2 円の収入となっております。項 2 の財産売払収入は、収入ございませんでした。

款 2、繰入金、項 1、基金繰入金、収入済額 3 0 0 万円の収入で、財政調整基金からの繰入金となっております。

款 3、繰越金、項 1、繰越金、5 0 万 9, 7 7 2 円の収入となっております。平成 2 7 年度からの繰越金でございます。

款 4、諸収入、項 1、雑入は、収入ございませんでした。

歳入合計、予算現額 3 5 7 万 2, 0 0 0 円に対しまして、収入済額 3 5 6 万

414円の収入で、執行率が99.7%となっております。

214ページをお開きください。

歳出になります。

款1、総務費、項1、総務管理費、支出済額314万5,473円となっております。歳出の主なものでございますが、林野管理委託料194万6,000円、委員の報酬81万7,200円、財政調整基金への積立金10万円となっております。

款2、予備費、項1、予備費の充当等ございませんでした。

歳出合計につきましては、予算現額357万2,000円に対しまして、支出済額314万6,473円の支出で、執行率は88.1%となっております。

次の216ページ、お願いいたします。

歳入歳出差引額41万3,941円となっております。こちら、平成29年8月24日開催の小沼地区財産管理委員会で同意を得てございます。

222ページをお開きください。

こちらが実質収支に関する調書となっております。

歳入総額356万、歳出総額314万6,000円と、歳入歳出差引金額41万3,000円が、5番の実質収支額となっております。平成28年度へ41万3,000円繰り越してございます。

説明は以上となります。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第13 議案第62号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第13 議案第62号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書25ページをお願いいたします。

議案第62号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算書224ページ、225ページをお願いいたします。歳入・歳出決算書款項別集計表で御説明いたします。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税でございます。収入済額4億5,647万1,546円で、前年度比51万3,000円、0.1%の増となっております。現年課税分の徴収率は96.4%でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、国保税督促手数料といたしまして26万5,200円でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金でございます。2億9,657万2,749円、こちら療養給付費国庫負担金、高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の合計額でございます。医療費が伸びなかったため、前年度比1,945万6,000円、6.2%の減でございます。項2、国庫補助金でございます。財政調整交付金が主なもので、8,080万9,000円でございます。

款4、県支出金、項1、県補助金でございます。高額療養費共同事業負担金と特定健康診査負担金で1,732万6,211円でございます。項2、県補助金でございますが、こちら財政調整交付金が主なもので、1億168万8,000円でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございます。5,221万5,879円で、退職被保険者の療養給付費で、退職被保険者の減少によりまして、前年度比1,992万9,000円、27.6%の減でございます。

款6、項1、前期高齢者交付金でございます。3億7,294万2,601円で、前期高齢者支出額及び前期高齢者の占める割合から算出されます。前年度比

2,869万9,000円、8.3%の増でございます。

款7、項1、共同事業交付金でございます。3億9,489万2,932円で、高額療養費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

款9、繰入金、項1、他会計繰入金でございます。1億2,443万7,529円で、前年度比2,293万7,000円、15.6%の減でございます。こちら予備費の増加によりまして、安定化対策事業繰入金の2,000万円の繰入金を一般会計から見送ったことが、主な理由でございます。

款10、項1、繰越金でございます。繰越金額2億4,627万6,380円で、前年度比4,729万4,000円、23.8%の増でございます。

款11、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料は、延滞金としまして164万2,702円でございます。項2、受託事業収入でございますが、個別健診個人負担金としまして、22万6,000円でございます。項3、雑入でございますが、60万8,250円でございます。

歳入合計でございますが、21億4,637万4,979円でございます。前年度比0.4%の増、予算の執行率につきましては、100.07%でございます。

続きまして、226ページ、227ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費でございます。歳出済額487万5,795円、こちら委託料、通信運搬費が主なものでございます。項2、徴税費でございますが、賦課徴収費としまして323万1,323円でございます。項3、運営協議会費でございます。7万5,000円でございます。こちら国保運営協議会委員の報酬でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費でございます。9億1,467万3,285円で、前年度比2,029万8,000円、2.2%の減でございます。療養給付費、療養費等でございますが、こちらは伸びておりません。項2、高額療養費でございます。1億2,764万555円で、前年度比143万4,000円、1.1%の増でございます。項3、出産育児一時金でございます。584万6,260円でございます。項4、葬祭費でございます。96万円でございます。

款3、項1、後期高齢者支援金等でございます。2億2,332万1,323円で、前年度比1,761万1,000円、7.3%の減でございます。後期高齢者医療費

の市町村国保が負担する支援金でございます。

款４、項１、前期高齢者納付金等でございます。１６万２、７１２円、前期高齢者の納付金でございます。

款５、項１、老人保健拠出金でございます。事務費の拠出で、６、３４２円でございます。

款６、項１、介護納付金でございます。８、７５３万５、７２１円で、前年度比１、７３４万３、０００円、１６．５％の減でございます。国保加入者の介護保険第２号被保険者にかかわる納付金でございます。

款７、項１、共同事業拠出金でございます。４億４、７０２万５、４３５円で、前年度比２、５１３万２、０００円、６％の増でございます。高額療養費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

款８、保健事業費、項１、特定健康診査等事業費でございます。７８０万５、６６５円で、特定健康診査等の事業費でございます。項２、保健事業費でございます。１、５２３万５、４０９円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等でございます。

款１０、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金でございますが、１、１８４万３、９１２円で、療養給付費国庫負担金等の返還金が主なものでございます。

款１１、項１、予備費については支出ありませんでした。

歳出合計でございますが、１８億５、０２３万８、７３７円でございます。前年度比２．２％の減、予算執行率は８６．３％でございます。

続きまして、２２８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額でございます。２億９、６１３万６、２４２円でございます。

続きまして、２５２ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額２１億４、６３７万４、０００円、歳出総額１８億５、０２３万８、０００円、差引残額２億９、６１３万６、０００円、実質収支でございますが、こちらもち、２億９、６１３万６、０００円でございます。

説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

古越 弘議員。

(1 0 番 古越 弘君 登壇)

○ 1 0 番 (古越 弘君) 議席番号 1 0 番、古越 弘です。

歳入の関係について聞きたいんですが、ここに占めておる農家の納税額というのはどのぐらいになっているのか、また、全体では、その農家の関係が何割ぐらいを占めているのか、お聞きをいたします。

○議長 (小井土哲雄君) 相澤税務課長。

(税務課長 相澤 昇君 登壇)

○税務課長 (相澤 昇君) 国保の特別会計歳入の農家の納税額と全体を占める割合についての御質問にお答えしたいと思います。

決算書 2 3 0 ページ、2 3 1 ページにあります、国民健康保険税の部分でございますけれども、納めていただいた納税額については所得ごとの集計をしておりませんので、調定額ベースで説明をさせていただきたいと思えます。

2 8 年度の調定額、前年度の調定額ですけれども、2 3 0 ページにあります、節の 1、2、3、現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、節 3、介護給付金現年課税分の調定額の合計が 4 億 6, 3 0 8 万 2, 0 0 0 円となります。納税世帯数は 2, 4 0 2 世帯となります。このうち農業所得者の調定額につきましては、7, 4 7 9 万 9, 0 0 0 円で 1 6 % の割合を占めるものとなります。世帯数につきましては、農業所得者の世帯 2 1 6 件で、割合は 9 % になります。

ちなみにですが、パートやアルバイトまたは、社会保険未加入者などに係る給与所得者の調定額は 1 億 6, 3 5 1 万円で、全体を占める割合の 3 5 %、世帯数は 7 7 4 件で 3 2 %、年金所得者の調定額でございますが、1 億 4, 3 9 6 万 8, 0 0 0 円で、全体を占める割合は 3 1 %、世帯数は 9 6 6 件で 4 0 % となります。残りの部分、営業所得とか譲渡所得、配当所得などの方にかかる部分ですけれども、調定額が残りの金額 8, 0 8 0 万 6, 0 0 0 円で、割合が 1 7 % の割合となります。世帯数は 4 4 6 件で 1 9 % ということとなります。

以上です。

○議長 (小井土哲雄君) 古越 弘議員。

○ 1 0 番 (古越 弘君) ここは普通に農家の所得が結構増加してよかったわけです。こ

としの状況は、ちょっと今のところ非常に見通し暗いという感じで来ておりまして、この状況を見て、どういうことになるのかという見通しがわかったら教えていただきたいわけです。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 農業所得につきましては、先日、農協の担当の皆さんにお話しを聞きまして、前半、非常に厳しい状況があった。これからは、若干持ち直す見込みはあるけれども、昨年、一昨年のような状況にはあり得ませんよということで、農業所得が減るということは承知をしているわけでございます。

国保の関係につきましては、一般会計と違いまして、まず、歳出ありきで考えます。給付事業など、どのくらいの支出が見込まれると、その中で予算はどのような割合で組んでいくのか、不足が出た時には基金の繰り入れというような形になるんですが、ことしの農業所得が少なくなったからということで、即、影響が出るわけではなくて、何年か見て、基金の取り崩しがある年、あるいは、翌年度への繰り越しがあるような年という、全体を見ながら国保税率を考えているんだと、税務課では考えております。

私の説明で不足する部分があるかと思いますが、保健福祉課長のほうから説明があると思いますので、保健福祉課長から説明していただきたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 今後の見通しということでございますけれども、農業従事者は、国民健康保険加入者が、やはり多いもので、農家所得というのは国民健康保険税に影響を及ぼします。このため、やはり保険給付費の伸びを見ながら対応するというのが、求められているものでございますけれども、本年度の農業所得の減ということでございますが、現段階では、今後あまり影響は、今のところは私自身は感じておりません。

その理由を申し上げますけれども、1点目につきましては、一般療養給付費が29年度、28年度に比べますと、伸びが少し落ち着いているということが言えております。月の平均で比較をしますと28年度7,200万円ほどでしたけれども、29年度、今までの支払いの中で6,800万円ほどとなっております、ここで大分低くなっております。2点目は、やはり、今後また補正の中でもお示しします

けれども、繰越金が増えているということと、予備費の増加というようなことで、財政的には少し落ち着いているということなんですけれども、やはり、平成28年度のそんな状況で、一般会計からの2,000万円の繰入もしなかったというような状況でございます。

ただ、国民健康保険につきましては、やはり加入者の減少、そして医療費がやはり高くなる65歳以上の前期高齢者の増加というようなところで、非常に不安定な要素はございますが、平成30年度から財政運営主体が県に移行されるため、今後その辺のところを見ながら、注視して対応してまいりたいということでございます。今のところ、すぐ所得の減が、農家所得の減がすぐに何かをしなければいけないという状況ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 古越 弘議員。

○10番（古越 弘君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑はございますか。

井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。

保健福祉課長に補足の説明でちょっとお願いしたいんですけれども、高額療養費につきまして、もう少し、なかなか減っていかないんですけれども、その中で高度医療ですか、医療センター関係で、高度医療についての給付金額はどのくらいの推移があるのか聞きたいんですけれど。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

やはり、医療費が増額になってくる理由というのは、今、議員がおっしゃられるように高度医療というのがかなり影響しているかと思っておりますけれども、今、手元にそういった資料がございません。そして、佐久の医療センターができたその後の伸びが、その高度医療だけに特化しているものかどうかというのが、ちょっと私のレベルではお答えできませんので、申しわけないんですけれども、また資料が少し整いましたら、少し御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 済みません。ちょっと補足の説明で申告していなかったのも、無理もないかと思えます。概略的なことで結構ですので、また後日でも結構ですけれども、一応、関心的に、医療センターができたことによって、今後、ここ数年の、もうしばらくたちますけれども、その高度医療を受ける部分についての流れというのは、やっぱりちょっとお示しいただければと思いました。

以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第63号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第63号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書26ページをお願いします。

議案第63号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書254ページ、255ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表で御説明いたします。

款1、項1、介護保険料でございます。歳入済額2億4,305万1,621円、対象者の増加等に伴いまして、前年度比1,098万3,000円、4.7%の増でございます。現年度徴収率は97.67%でございます。

款2、分担金及び負担金、項1、負担金でございます。717万5,330円で、介護予防事業の負担金でございますが、利用者が増えているため、前年度比

203万2,000円、39.5%の増でございます。

款3、使用料及び手数料、項1、手数料でございます。督促手数料としまして、5万2,200円でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金でございます。1億6,371万1,739円、介護給付費負担金で、給付費が伸びていないため、前年度比287万7,000円、1.7%の減でございます。項2、国庫補助金でございますが5,496万1,937円で、調整交付金と地域支援事業交付金でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございます。2億5,702万3,117円で、介護給付費交付金地域支援事業の交付金でございます。

款6、県支出金、項1、県負担金でございますが、1億3,054万535円で、介護給付費負担金でございます。項2、県補助金でございますが、912万6,443円で地域支援事業交付金でございます。前年度比73万8,000円、8.8%の増でございます。

款7、財産収入、項1、財産運用収入でございます。基金利子としまして、6万8,459円でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金でございます。1億3,330万7,751円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰り入れでございます。介護給付費が伸びなかったため、前年度比375万5,000円、2.7%の減でございます。

款9、項1、繰越金は、4,215万3,224円でございます。

款10、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、延滞金としまして1万1,000円でございます。項2、サービス収入でございます。159万円でございます。介護要支援1、2の方の居宅介護予防支援サービス計画費でございます。項3、雑入については収入がありませんでした。

歳入合計ですが、10億4,277万3,356円で前年度比0.2%の増、予算の執行率は97%でございます。

続きまして、256ページ、257ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1、総務費でございます。支出済額1,272万4,062円で、認定調査員の賃金、賦課徴収経費でございます。

款 2、項 1、保険給付費でございます。8 億 7,633 万 6,392 円で、前年度比 523 万円、0.6%の減でございます。こちら、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等でございます。

款 3、地域支援事業、項 2、包括的任意事業費でございますが、4,201 万 2,031 円で、前年度比 1,142 万 9,000 円、37.4%の増でございます。地域包括支援センターの運営費、配食サービス等の任意事業費が主なものでございます。項 3、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、3,108 万 6,853 円で、介護保険第 6 期計画によりまして、平成 27 年度より開始したサービス事業費で、住民主体のサービスや短期集中予防サービス等の費用でございます。利用者の増加によりまして、前年度比 507 万 3,000 円、19.5%の増でございます。項 4、一般介護予防事業でございます。143 万 6,089 円で、介護予防普及啓発等の経費でございます。

款 4、項 1、基金積立金は 5 万円でございます。

款 5、項 1、諸支出金でございます。992 万 4,694 円で保険料の還付経費でございます。

款 8、項 1、予備費については支出がありませんでした。

歳出合計でございますが、9 億 7,357 万 121 円でございます。前年度比 2.5%の減、予算執行率は 90.6%でございます。

続きまして、258 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額でございますが、6,920 万 3,235 円でございます。

続きまして、280 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 10 億 4,277 万 3,000 円、歳出総額 9 億 7,357 万円、歳入歳出差引額 6,920 万 3,000 円、実質収支につきましても、6,920 万 3,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第15 議案第64号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第15 議案第64号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書27ページをお願いします。

議案第64号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書282ページ、283ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算書、款項別集計表で御説明いたします。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。収入済額1億335万9,560円、75歳以上の被保険者の保険料でございます。対象者が増えたため、前年度比1,268万円12.7%の増でございます。現年度徴収率は96.99%でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料でございます。督促手数料といたしまして、3万600円でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金でございます。3,420万4,584円、事務費、保険基盤安定、保険事業費に対する繰入金でございます。

款4、項1、繰越金でございますが、前年度からの繰越金57万9,899円でございます。

款5、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料は、5,700円でございます。項2、償還金及び還付加算金でございますが、8万200円でございます。項3、雑入でございますが、194万5,939円でございます。人間ドックに対する特別調整交付金、健診事業、広域連合支出金等でございます。

歳入合計でございます。1億4,020万6,482円でございます。前年度比9.8%の増、予算執行率につきましては99.2%でございます。

続きまして、284ページ、285ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費は、支出済額でございますが、138万9,722円でございます。委託料、通信運搬費が主なものでございます。項2、徴収費でございますが、賦課徴収経費としまして、39万7,310円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1億3,525万6,244円で、前年度比1,229万3,000円、10%の増となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款3、保険事業費、項1、健診事業費でございますが、151万2,574円で、後期高齢者の健診委託料でございます。項2、保険事業費122万5,000円で、人間ドックの補助でございます。

款4、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金でございますが、8万200円でございます。

款5、項1、予備費については、支出がありませんでした。

歳出合計でございますが、1億3,986万1,050円でございます。前年度比10%増、予算執行率につきましては99%でございます。

続きまして、286ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額でございますが、34万5,432円でございます。

続きまして、296ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億4,020万6,000円、歳出総額1億3,986万1,000円、歳入歳出差引残額34万5,000円、同じく実質収支でございますが、34万5,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――― 日程第 16 議案第 65 号 平成 28 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 16 議案第 65 号 平成 28 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書 28 ページをお願いいたします。

議案第 65 号 平成 28 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

別紙決算書の 298 ページ、299 ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款 1、県支出金、項 1、県補助金、収入済額 21 万 9,000 円で、償還推進事業費に対する県の補助 4 分の 3 でございます。

款 2、繰入金、項 1、他会計繰入金、収入済額 433 万 6,000 円で、一般会計からの繰り入れでございます。

款 3、繰越金、項 1、繰越金、収入済額 1,659 円で、平成 27 年度からの繰り越しでございます。

款 4、諸収入、項 1、貸付金元利収入、収入済額 107 万 7,568 円で、改修 4 件、宅地取得資金 17 件、新築 16 件でございます。項 2、延滞金、加算金及び過料は、ございません。

歳入合計、収入済額 563 万 4,227 円でございます。

次の 300 ページ、301 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、土木費、項 1、住宅費、支出済額 30 万 7 4 4 円、こちらは口座振替手数料、切手、消耗品などの事務費でございます。

款 2、公債費、項 1、公債費、支出済額 5 3 3 万 1, 0 7 6 円でございます。起債元金利息償還金でございます。

支出合計、支出済額 5 6 3 万 1, 8 2 0 円でございます。

次の 3 0 2 ページをご覧ください。

歳入歳出差引額 2, 4 0 7 円を、平成 2 9 年度へ繰り越しいたします。

続きまして、3 0 8 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 5 6 3 万 4, 0 0 0 円、歳出総額 5 6 3 万 1, 0 0 0 円、歳入歳出差引額は 2, 0 0 0 円でございます。実質収支額 2, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――― 日程第 1 7 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 1 7 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 2 9 ページをお願いいたします。

議案第 6 6 号 平成 2 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度御代田町公

共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

別紙決算書の310ページ、311ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、収入済額1,499万900円、こちらは受益者負担金でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、収入済額2億9,576万8,487円、こちら、下水道の使用料でございます。項2、手数料、収入済額71万9,800円、指定工事店の申請手数料及び督促手数料でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、収入済額3,250万円、社会資本整備総合交付金で、耐震補強・長寿命化工事に対する補助金でございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金、収入済額1億9,500万円でございます。こちらは、一般会計からの繰り入れでございます。

款5、繰越金、項1、繰越金、収入済額519万3,459円、平成27年度からの繰り越しでございます。

款6、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、収入済額125万5,831円、延滞金及び過料でございます。項2、雑収入、収入済額4,000円、こちらは、金抜き設計手数料でございます。

款7、町債、項1、町債、収入済額1億8,370万円でございます。資本費平準化債などでございます。

歳入合計、収入済額7億2,913万2,477円でございます。

次の312ページ、313ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、支出済額2億1,612万3,825円でございます。こちら、主なものといたしまして、施設管理委託料、汚泥処理負担金、電気料、処理場の耐震補強・長寿命化工事でございます。

款2、公債費、項1、公債費、支出済額5億1,123万8,899円でございます。起債元金利息及び償還金でございます。

款3、予備費、項1、予備費、支出等はございませんでした。

歳出合計、支出済額7億2,736万2,724円でございます。

次の 314 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 176 万 9,753 円を平成 29 年度へ繰り越しいたします。

続きまして、326 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 7 億 2,913 万 2,000 円、歳出総額 7 億 2,736 万 2,000 円、
歳入歳出差引額 176 万 9,000 円、実質収支額 176 万 9,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――― 日程第 18 議案第 67 号 平成 28 年度御代田町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 18 議案第 67 号 平成 28 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 30 ページをお願いいたします。

議案第 67 号 平成 28 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

別冊決算書の 328 ページ、329 ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金、項 1、分担金、収入済額 4 万 1,071 円、こちらは、草越・広戸事業組合から受益者負担金となっております。

款 2、使用料及び手数料、項 1、使用料、収入済額 854 万 9,712 円、こちらは下水道の使用料でございます。項 2、手数料、収入済額 3,100 円、督促手数料でございます。

款 3、繰入金、項 1、他会計繰入金、収入済額 1,750 万円、一般会計からの繰り入れでございます。

款 4、繰越金、項 1、繰越金、収入済額 102 万 892 円、平成 27 年度からの繰り越しでございます。

款 5、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、収入済額 1,000 円、延滞金でございます。項 2、雑入、収入済額は、こちらはございません。

収入合計でございます。2,711 万 5,775 円でございます。

次の 330 ページ、331 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、農林水産業費、項 1、農地費、支出済額 939 万 9,915 円、こちら主なものは光熱費、施設の管理委託料、修繕費でございます。

款 2、公債費、項 1、公債費、支出済額 1,737 万 2,794 円、起債元金の利息及び償還金でございます。

款 3、予備費、項 1、予備費、支出済額はございません。

歳出合計 2,677 万 2,709 円でございます。

次の 332 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 34 万 3,066 円、平成 29 年度へ繰り越しいたします。

続きまして、338 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2,711 万 5,000 円、歳出総額 2,677 万 2,000 円、歳入歳出差引額 34 万 3,000 円、実質収支額 34 万 3,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――― 日程第 19 議案第 68 号 平成 28 年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 19 議案第 68 号 平成 28 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書 31 ページをお願いいたします。

議案第 68 号 平成 28 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

別冊決算書 340 ページ、341 ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款 1、使用料及び手数料、項 1、使用料、収入済額 538 万 3,884 円、こちらは施設使用料 115 基分でございます。項 2、手数料、収入済額 1,700 円、こちらは督促手数料でございます。

款 2、繰入金、項 1、他会計繰入金、収入済額 510 万円、一般会計からの繰り入れでございます。

款 3、繰越金、項 1、繰越金、収入済額 43 万 1,243 円、平成 27 年度からの繰り越しでございます。

款 4、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、収入済額 3,816 円で、延滞金でございます。

収入合計 1,092 万 643 円でございます。

次の 342 ページ、343 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、衛生費、項 1、保健衛生費、支出済額 490 万 395 円でございます。主なものは施設管理委託料でございます。

款 2、公債費、項 1、公債費、支出済額 590 万 8,828 円、起債元金利息及び償還金でございます。

款 3、予備費、こちら支出済額はございません。

歳出合計 1,080 万 9,223 円でございます。

次の 344 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 11 万 1,420 円、こちらは平成 29 年度へ繰り越しをいたします。

続きまして、350 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1,092 万円、歳出総額 1,080 万 9,000 円、歳入歳出差引額 11 万 1,000 円、実質収支額 11 万 1,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第 20 議案第 69 号 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計歳入

歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 20 議案第 69 号 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 32 ページをお願いいたします。

議案第69号 平成28年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

地方公営企業法で定められています決算書は別冊のとおりでございます。本決算書は、新会計基準による運用システムに完全移行しているもので、その概要につきましては、お手元の別紙、資料番号5の平成28年度御代田小沼水道事業決算状況で説明いたします。

別紙、資料番号5をご覧ください。

2の営業成績、3、資金収支状況は、消費税込みの当初予算額及び決算額を記載したものでございます。達成率は、当初予算額に対する決算額の比率となっております。

御存じのとおり、御代田簡易水道事業と小沼地区簡易水道事業は、地方公営企業法の定めるところにより、平成26年度からこの2社が統合いたしまして、御代田小沼水道事業として発足しております。

それでは、公営企業としての3年目の業務活動の結果でございます。1の給水事業に記載のとおりでございます。年度末の給水戸数は3,320戸、年間有収水量は約77万 m^3 でございます。

次に、2の経営成績でございます。上から順に説明を申します。

①営業収支の1億7,250万2,809円でございます。営業活動から生じる収益で、水道使用量、消火栓管理料などが主なものでございます。

②営業費用の1億6,020万3,291円でございます。営業活動から生じる費用で、人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料が主なものでございます。

③営業利益、こちらは①の営業収益と②営業費用の収支でございます。1,229万9,518円でございます。

④営業外収益、2,112万9,930円は金融及び販売活動に伴う収益、その他営業活動以外から生じる収益で、基金積立利息、減価償却補助金相当額が主なものでございます。これは、過去の水道事業で改良に充てるために受けた補助金を分割計上するように定められているところによるものでございます。

⑤営業外費用、1,997万8,628円でございます。金融及び財務活動に伴う

費用、その他営業活動にかかわる費用以外の費用で、企業債利息等がこれに当たります。

⑥ 経常利益、1,345万820円でございます。③の営業利益に④営業外収益と⑤営業外費用の収支を加えたものでございます。

⑦ 特別利益、⑧ 特別損益は該当ございません。従いまして⑨の当該純利益1,345万820円、こちらは⑥の経常利益に⑦特別利益、⑧の特別損益の収支を加えたものでございます。

続きまして、3、資金収支状況でございます。上から順に説明いたします。

① 経常収入1億7,813万622円でございます。給水費、給水手数料などでございます。

② 経常支出1億448万1,508円、こちらは、浄水・給水費、企業債取扱諸費でございます。

③ 経常収支差引額6,633万2,114円でございます。

④ 資本的収支1,530万3,600円です。こちらは新規加入金等でございます、108戸分になります。

⑤ 資本的収支4,426万212円、建設改良費、企業債償還金等でございます。

⑥ 資本的収支差額、マイナス2,895万6,612円でございます。

従いまして、経常収支はプラス、資本的収支はマイナスとなりましたが、資本的収支のマイナスは現金の出し入れを伴わない減価償却費と長期前受金戻入のうちから補填するものであり、資金面での問題等はございません。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概要を説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上をもちまして、平成28年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉 喜久男君 登壇)

○代表監査委員（泉喜久男君） 代表監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成28年度決算審査の結果をここに御報告申し上げたいと存じます。

私ども監査委員は、地方自治法233条第2項及び地方自治法241条第5項の規定によって、町長により審査に付された平成28年度御代田町一般会計及び九つの特別会計の歳入歳出決算審査並びに平成28年度定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書として別冊で配付させていただいております。

決算審査意見書は、第1に審査の概要、2、審査の結果、3、決算概況、4、審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分の省略させていただき、第1、第2、第4について御報告させていただきます。

なお、定額基金運用状況についても決算審査に準じて審査を行い、その運用と管理は適切と判断いたしましたので、同基金の意見書を御参照ください。

第1に、決算審査の概要であります。

まず、平成28年度御代田町歳入歳出決算の対象は、御代田町一般会計及び九つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類、決算書の中に入っております決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が含まれており、特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載してございます。これら審査について、第一次的には、去る7月25日から8月1日にかけて事務局による予備審査を行いました。その後、土日を除き、8月2日から8月8日まで、私と議会選出の笹沢監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、これら決算書等は法令に準拠して作成されているか、決算書等の計数は正確であるか、予算の執行は議会の議決に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する

事務は法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を視査により照合することといたしました。

さらに決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ証券類の実査や金融機関への確認を行いました。なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果も合わせ考慮し、審査をいたしたところであります。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり決算書等は正確かつ適正に作成されており、事務の執行についても適正に処理されていると認めました。すなわち、第1に、決算書の法令遵守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法241条に定める運用目的の、御代田町土地開発基金及び収入印紙等購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めましたことを、ここに改めて申し添えます。

以上が決算審査の概要と結果についての御報告であります。

次に、決算審査を行いました過程で、私ども監査委員の全般的所見を申し述べさせていただきますこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これにかえさせていただきますことを御了承ください。

審査講評では、8点ほどお話しいたしましたが、これに先立ち、審査の結果は、適正ではあるが百点満点ではない旨を御注意いたしております。

講評は、まず法制に関するもの3点を申し上げます。

第1は、地方自治法157条についてであります。

かつて、町内の各区の規約の統一化を指導すべきではないかとの質問に対し、「町と区とは行政事務委託契約の関係で、その内部に介入する立場にない」との説

明がありました。しかし、地方自治法157条を知悉していれば、そのようは回答は出てこないのではないかと申し上げたところでもあります。ちなみに同条では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」、2項では「前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。」このような定めになっております。

各区の規約を通覧するだけでも統一性がないのは明らかです。もちろん、モデル規約を作成し、一律これに倣うべしというわけではありません。しかし、町内の地縁団体たる各区の基本となる規約が不統一であるよりは、骨子において統一されていることが望ましいのではないのでしょうか。さらには、規約が整備されても、それに基づく総会等の運営が正しく行われていなければなりません。

具体例として、ある区の総会に出席した所感の一端を述べれば、議長に議事進行の知識が欠けております。規約を読んだことがないのではないかと思うようなことがあります。

会計担当者には会計の基本知識がありません。1人で担任した方がやりやすい、会計の基本である内部牽制意識がありません。

監事さんの形骸化が否めません。財産目録に現金・預金が計上されていなくても適正意見を申し述べております。

このようなことが全ての区で該当するとは考えられませんが、町当局も、先ほどの地方自治法157条の指導性を發揮していただきたいと思っております。各区の組織及び運営の合理化に関する指導を通じ、結果として住民福祉の増進につなげるべきではないかと申し上げました。

そして、この機会に財産区について付加的に少々申し上げたところであります。

先ほどの地縁団体であります行政区は、人の集団を基礎としたものであります。財産を柱とする「財産区」があります。財産区については、地方自治法第三編第四章に「財産区」として定めがあります。当町で言えば、御代田財産区がその例であります。財産区については、過去にも御注意申し上げたことがあります。財産区の権利能力は限定的で、財産の管理又は処分についてのみ行為能力を有するとされております。ここに言う財産の管理行為とは、保存・利用・改良行為を言い、この

三行為に付随する行為も含まれますが、その範囲は限定的であります。

例えば、地域の自治会・青年会・婦人会等の費用に充てるための補助や寄附は、これはすることができないとされています。このような行為は違法・無効とされ、補助金を受けた団体は、不当利得の返還を請求されかねません。

また、財産区の住民は、自分たちの財産という権利意識のようなものを持っているようですが、財産区の財産は設立の契機となった合併前の旧市町村のものであって、決して住民のものではありません。通常の市町村の財産に対し、市町村の町民がその共有権を主張し得ないのと同様で、財産区の住民も財産区の財産に共有権は主張できません。

以上の事柄について関係職員と財産区管理委員は十分に知悉すべきであり、違法な行為が起きないように留意されることを念のため申し上げました。

第2は、民法に関連することです。

職員の皆さんの多くは、地方公共団体という行政機関で働く行政職であり、担任される行政事務は条例を含む法律に基づいて行われます。この場合の法律はいわゆる行政法が中心となりますが、民法その他の分野の法知識も不可欠であります。民法では、我々自然人の権利能力についての定めがあります。すなわち自然人は出生と同時に権利能力を取得する、民法はこのことを「私権の享有は、出生に始まる」と表現しています。さらに、この権利能力の終期は死亡であります。すなわち自然人の権利能力は死亡と同時に消滅し、権利能力の保持者たり得ないのであります。

さて、当町にも消防団があり、約300人の方々が所属されています。消防団員は、苦勞の割には評価されない職務を担っております。

この消防団に所属している団員が疾病等により死亡した場合には、消防団員等福祉共済から配偶者や父母に弔慰金が支給されることになっております。この支払は間接的に町から支払われる制度になっています。共済から町へお金が入りましたら、父母等に支給されるということでございます。年度中にこの弔慰金の支払がありました。この支払文書の債権者欄に死亡者名が記載されておりました。この弔慰金の支給は消防団員である本人の死亡後に家族等に支給されるものですから、権利能力の保持者たり得ない死亡者が債権者になることはありません。

本件の関係課に限らず、各職場でかつての考える小集団活動のような形で行政法以外の法制度で、特に民法総則の骨子について勉強会を行い、法知識の研さんを通

じ、もって事務の執行が適正に行われるよう期待するものであります。特にこの6月には120年ぶりの民法の大改正が行われたこともあり、この改正内容も含めた法知識の研さんの重要性を認識していただきたいと申し上げます。

この民法改正は6月に行われましたけれども、施行は3年以内に別に定めるとなっておりますので、時間的余裕はありますが、早目に対応することが大事ではないでしょうか。

3番目に比較法学についてお話をした。法の学問である法律学では、比較法学という分野があります。これは同一の事項について各国の法律がどのように定めているか比較研究する学問分野です。職員の皆さんがこのような意味合いでの比較法学を改めて勉強する必要はありません。しかし、上級機関から条例案等が提供されない分野とか、他市町村がどのような定めをしているか、業務の合間に比較検討することも必要ではないでしょうか。ちなみに、監査の過程で前年度に受診した人間ドックの補助金申請がありました。当該申請は受診後いつまでに申請すればよいのか質問を行いました。これは人間ドック補助金交付金要綱には申請期限の具体的な定めがないことからの質問であります。念のため近隣市の人間ドックの補助金交付金要綱を見ると、当町のそれとは異なるいずれも申請期限を明記してございます。その骨子を列記すると次のとおりとなります。

長野市、受診日までの前日までに受診補助券の交付申請をしてくださいと。

上田市、人間ドック等を受診した日の属する年度の翌年度末までに行わなければならない。最長2年、最短1年という期間があると。

小諸市、申請は、人間ドックを受診した日の翌日から起算して2年を経過したときはすることができない。

東御市、人間ドックの補助金申請書は受診した日の翌月末日までに提出してください。

先ほど申し上げましたとおり、関係者の誰かが、参考までに他市町村の関係要綱を調べている。比較検討すれば、当然ながら、申請期限を明記するよう、要綱を改正したのではないのでしょうか。

以上具体例を示しつつ法制執務に関連した問題について申し述べましたが、これは問題があったこと自体を批判するものではありません。今後の業務運営において、ただいま申し上げたような問題の改善や対策を志向するなら、問題点があるという

結果だけを見て批判的に物事を論じたり、担当者の責任を追求するという旧来の我が国のあしき風土から脱却できるのではないのでしょうか。そして、その過程における問題発生要因の探求と改善策の立案が求められている旨を申し述べていました。

次に4番目として、講習会への参加について申し上げました。

地方自治体の複式簿記の導入が叫ばれてから相当の年月が経ちました。

当町についてみれば、複式簿記の知識を持った職員は数人しかいないのではないのでしょうか。総務省の指導もあり、複式簿記制度の導入が本格化することにより、今後、いわゆる新公会計制度の講習会が増えてくるものと思われま

す。この講習会に2つの問題があります。第1に、講師は自己への評価を考慮し、講義内容を必要以上に高尚なものにしがちで、初心者には高級過ぎて理解できないきらいがあります。70年前に著名な大学教授がその著書において、「これまで、専門の研究者ばかり相手に論文を書いてきた私にとって、経済学の最新の動向を、初歩的な読者にもわかりやすく解明するということは困難な仕事でありました」と回顧している例もありますね。難しいことを書くことは学者の先生はお得意ですけれども、易しく書くのは余り得意じゃない。

第2に、参加者の当該テーマに対する事前の理解力です。複式簿記を勉強したことのない者が複式簿記を前提にした新公会計制度の講習会に参加しても講義の内容を理解できるわけがありません。趣味の世界でも将棋や囲碁の入門書を読んでも事前の知識がない初心者には最初はず理解できません。我々監査委員の世界でも年に2回程度長野県と全国の監査委員と事務局員を対象にした研修会があります。会計の世界に何十年関係した者から見て、議選の監査委員を事務局の職員に理解できるのだろうかという疑問に思う講習会も少なくありません。

これからも新公会計制度に限らずいろんな講習会が開催されると思いますが、ぜひ事前の研さんを通じ講習会への参加が地方自治法の基本である最小経費で最大の効果を上げることにつながるよう切望いたしたところでございます。

5番目は滞納に関することでもあります。

町の重要な財源である町税の課税と課税業務の監査において、滞納状況についての質問を行いました。通常は滞納額の、幾らあるかという多寡その額に注意が行きます。このたびは納税義務者のうちに占める滞納者の割合を税目ごとに検討しました。数値の詳細は省略しますが、近隣市町村と比較しても良好でした。しかし、健

康保険税と他の税目とでは著しい差異が認められるのは税の性格によるものようですが、保健福祉課とも協力し徴収率の向上に努めてもらいたいものである旨を申し上げます。なお、法人町民税は失念による滞納者が4社ありましたが、今年度は徴収目標を100%に設定し業務に邁進していただくよう要請したところでございます。

町税を納期限どおりに納めている納税者は、滞納者が町の行政サービスを自分と同等に受けられることに対し、いわゆる納税の不公平を感じています。この不公平感を是正するために、町としても滞納者に対する行政サービスの制限やきょうもお隣で町営住宅の抽選会開いていますけど、申込するときには滞納がないという条件等が付されており、このような行政サービスの制限や補助金等の交付制度への制限を試みていると、税務課等の徴収部分は正規に納付した町民の租税等を原資として、督促・戸別訪問・呼び出し・財産調査・差し押さえ等々により未納枠の減少に努めています。他市町村と比較しても滞納率は徴収努力もあり、必ずしも悪いとは言えませんでした。この滞納問題は租税のみならず上下水道使用料、公営住宅使用料にもあり、徴収担当者の努力にも限界があると言わざるを得ません。最終的には一部町民の道徳・品格の問題ではないでしょうか。かつて第2代最高裁判所長官を務めた田中耕太郎は85年前に出版された世界法の理論という書物の中で、「人類社会においては道徳観念、正義の観念は相当に発達している」と評価しておりました。しかし、今日に至るまで租税や使用料の納付状況は、いわゆるごみのポイ捨て等から見て我が町民の一部にはいまだ道徳観念、正義の観念が余り向上していないようであり、国税当局が普段から小中学生に対する標語や作文等の応募を通じ租税教育を行っているようで、町においても納期の周知のみならず、納付の啓蒙活動を通じ、真に特殊事情がある場合には特例がありますので、払わないのではない、払えないのが滞納の正当化を主張するような風潮の排除に努めていただきたいと思っております。もちろん納入義務を負う町民のみならず、徴収事務を担当する職員の皆様にも課税漏れや請求漏れのないように日々の事務に留意されるよう要望いたしました。

6番目は、公印管理について申し上げます。町民課の職務に印鑑証明書の発行があります。民間では重要な取引の際に、契約書に行政機関に届け出た印章、いわゆる実印を押捺します。多くの人はこの実印について重要性をなんとなく認識して

おり、日々の注意を払って保管管理をし、みだりに他人に押捺させることはありません。

町の実印たる町長印の保管管理はどうなっているのでしょうか。他市町村同様、公印規則を制定し、そこでは次のように定めています。

公印の名称、形状及び管守者は、別表のとおりとすると。

公印の管守者は、公印の管守の責めに任じなければならない。

公印の管守者は、公印の取り扱いを厳正にするために、公印取扱者を定めておかなければならない。

公印は、庁内において使用し、公印取扱者が押印すると。

ちなみに公印管理者というのは総務課長。総務課長がその判を押す人を定めておることが公印規則で定めております。

さて、次の文章は関西大都市における印章管理に関連する新聞記事の一部であります。

市によると、職員は平成27年2月からことし3月という28年の3月だったんでしょう、未納の授業料や給食費などの支払いを求める訴訟手続処理を担当。必要な決裁や審査が終わったように見せかけたり、許可が下りた別の書類に紛れ込ませたりして無断押印していた。市長公印は、執務をスムーズに進めるため、課内の机の上で自由に手にとれるような状態で保管されていた。ちなみに机の上で自由に手にとれる状態では、これは保管とは申しません。

地方自治法234条によれば、地方公共団体が契約書を作成する場合に契約当事者その双方が記名押印しなければ契約が確定しないとされています。このように押印行為は大変重要なことなんだ、公印に関する公印規則、その遵守は特に重要であります。問題が起きる前に改めてコンプライアンスが守られているか、押印に限らず日々の作業を振り返ってみることが必要でないかと申し上げたところでございます。

7番目は、水資源の効率的利用について申し上げました。

さて、決算審査は独立企業体として運営されている御代田小沼水道事業も監査対象であります。同事業の監査結果は水資源の効率的利用という点を除き計数は正確で、事業のほうはおおむね適正でありました。

上水道事業には有収率という業界用語があります。給水量と受水量との関係をあ

らわす、すなわち分母に年間総配水量を、分子に年間総有収水量を計算し、これを%表示したものでございます。この有収率が当町では65%前後でした。では、100%に満たない部分はどのようにしたのでしょうか。理由としては多々ありますが、その部分、大部分は漏水ではないかと言われております。地下の配管等からの水漏れでございます。地下での漏水を補修しようにも漏水箇所の発見は大変困難で、その費用も大変な額になると言われております。ちなみに有収率の全国平均は90%強、お隣小諸市は80%強、さらには佐久水道企業団では約85%であります。これから見ても当町のそれが相当に低いと言わざるを得ません。

このことから現状でいいとは言えず、水資源の重要性が叫ばれる今日、計画的な水漏れ調査を立案し実行に移すべきではないでしょうか。なお、水道事業では相当額の利益を計上していますが、当然のことながら、漏水調査と補修工事を実施した場合には利益の減少はやむを得ないところですし、調査補修を実施しない場合でも、このための引当金を計上するのは近代的企業会計の原則ではないかと申し上げます。

ちなみに佐久水道企業団では特別修繕引当金が9億6,000万円ありますが、当町では600万円にとどまっております。

最後に、業務委託料に関する事柄について申し上げます。

平成28年度の出納整理期間中に市街地整備基礎調査業務委託金367万2,000円の支払いがありました。これは現庁舎北側入向原地区約7万m²の土地区画整理事業基礎調査の委託料です。この支払については幾つかの疑念があります。議会の承認を得た予算の執行とのことですが、当初予算400万円の予算審議において次の点を説明したのでしょうか。

①この予算は土地区画整理法による土地区画整理事業に関連するもので、その総工事費10億前後の大型プロジェクトで事業遂行にはいろいろな困難があることを説明した上で議会の了解を得たのでしょうか。

区画法第75条に定める土地区画整理事業を施行しようとする者から、援助請求によるものでなく町単独の先行調査があることを説明し議会は了承したのでしょうか。

町が地権者に同業者の説明会を行うことにより町主導の区画整理事業であると地権者に誤解される危険があることを説明し議会の了承を得たのでしょうか。あるいは町主導で行うことを説明したのでしょうか。

4番目に、市街地整備基礎調査業務委託金は町が負担することについての法的根拠を明確に議会に示し、了承を得たのでしょうか。

このような予算編成段階での説明不足とは別に、事業の推進に御賛同をいただきながら、いまだに地権者による準備会も結成されていないのはなぜでしょうか。さらには一地権者たる町が他の地権者との協定締結もなしに、事前調査費用等を次々と負担することが町民の福祉増進に結びつくのか、また一部地権者の利益のために支出しているのではないかとの懸念を抱かざるを得ない旨を申し上げました。

以上決算審査の講評として8項目について申し上げました。そして、改めて監査委員監査は内部統制、特に内部監査の充実が前提であり、この内部監査は組織内で行われるものであることを認識されるよう要望し、平成28年度の決算審査の幹部職員への講評を終了いたしました。

これをもって、平成28年度決算審査の報告を終わらせていただきますが、過去の決算審査報告においても監査委員監査は事後監査であります。これに対し議員の皆さんは二元代表制による予算審議権という事前チェック機能を有しております。ここに重ねてぜひぜひ議会の監視機能という重責を果たされますことを重ねてお願い申し上げたいと存じます。

引き続きまして、公営企業会計に関する決算審査について申し上げます。

平成26年度から御代田簡易水道と小沼簡易水道が統合され、御代田小沼水道事業という公営企業体として発足し3年が経過しました。このため平成26年度より、先ほど報告いたしました御代田町一般会計等の決算審査に加え、御代田小沼水道事業に関する決算についても私ども監査委員に決算審査を担当いたしております。決算審査に当たりましては、一般会計の決算審査の手続きに準ずるとともに、特に発生主義会計の面から決算整理事項に審査の重点を置きました。御代田小沼水道事業につきましては、毎月の月次出納検査の際に、月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらの諸情報をも参考に決算審査を行いました。

その結果、第1に決算書等の法令順守と正確性で、審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに付属書類にはいずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2に予算及び事務の執行状況であります。

予算及び事務の執行状況並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行につい

てはおおむね適正に処理されているものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係書帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りのないものと認められました。

決算審査の結論は、ただいま申し上げたとおりでありますので、その基礎となった決算の概況について簡単に御説明いたします。

公営企業としての業務活動は、年度末の給水戸数の3,320戸、前年比96の増。年間有給水量は77万7,000立米、近年のアパートの新設より、大口ユーザーの増加はあるものの有収給水量は期待するほど伸びておりません。

次に、営業成績は1億6,000万円ほどで微増、当期純利益は2,061万8,000円余りで前年比増収増益となりました。これは営業利益の増加でなく営業外費用の減少によるものです。なお、例年のことですが、営業外収益分には長期前受金戻入と、1,968万5,000円が計上されていますが、これは過去に受けた補助金を分割計上するよう法に定められていることによるものであります。

このような経営成績でなりましたので、当期の資金状況は営業収支がプラス、資本収支がマイナスとなりました。しかし、資本収支のマイナスは営業収支の資金で補充されており、資金残は前年比3,735万5,000円増となり資金面での問題はありませんでした。ただし、投資活動による資金のフローが少ないということが長期的に見て必ずしも望ましいことではないことに留意すべきであると申し述べたところであります。

次に、御代田小沼水道事業会計の決算審査を終えての所見を3点ほど簡単に申し上げたいと思います。

第1に、御代田小沼水道事業は複式簿記による企業会計に準じて行っています。一般会計の関係者等に複式簿記の実務経験者が少ないことから複式簿記での会計を担当する水道事業関係者にはさらなる複式簿記の研鑽に努められるよう希望いたしました。

次に、決算において発生主義会計の基本であります未収収益、未払費用が計上されておられません。これは受取利息もしくは支払利息の利息の期間計算に関するものですが、継続性の原則と重要性の原則から現金主義による会計処理は適切であると認めました。これにつきましても、発生主義と現金主義の相違を理解した上での会計処理が大切であることを関係者は脳裏に刻み込んでいただきたいと思います。

第3は、漏水問題。御代田小沼水道事業の有収率は65%。全国平均はもちろん、近隣市町と比べてもそのパーセンテージは著しく低く、逆に言えば、水資源が漏水により浪費されているのではないかとということです。これに対する対策を実行するか、あるいは会計的に引当金設定に一段の配備をすべきでないかということであります。

先ほども申し上げましたとおり、佐久水道企業団には9億6,000万円の特別修繕引当金があり、当町もこの上水道事業は600万にとどまっています。マイナスの遺産を氷山に持ち越さないように現実的漏水対策計画の立案を要請する次第でございます。

以上をもちまして、御代田町一般会計と及び公営企業としての御代田小沼水道事業の決算審査の報告を終わらせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で代表監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時29分）

（休 憩）

（午後 3時40分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第21 議案第70号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案

（第3号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第21 議案第70号 平成29年度御代田町一般会計補正案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の33ページをお開きください。

議案第70号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）を別冊のとおり、提出する。

平成29年9月22日提出、御代田町長。

次の一般会計補正予算書の1ページをお開きください。平成29年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2,210万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、本日、配らさせていただきます資料番号3で御説明をさせていただきます。

歳入の主なものから御説明をいたします。

款1、町税、項1、町民税補正額3,660万円でございます。の減額でございます。29年度の法人町民税の確定申告の結果、既に見込んでいた法人割のみを減額しているものでございます。

款10、地方交付税1,557万9,000円の増です。普通交付税確定による増額をお願いしてございます。

款14、国庫支出金、項2の国庫補助金690万3,000円の増でございます。社会保障・税番号制度システム整備補助金としまして571万9,000円、保育対策総合支援事業の補助金としまして110万円の増額をお願いしてございます。

款19、繰越金は4,329万7,000円の増でございます。28年度からの繰越金を増額してございます。

款21、町債は860万円の減と臨時財政対策債、普通交付税を算定に合わせて確定してございまして、減額をお願いしております。

債務合計2,206万7,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出の主なものを申し上げます。

款 2 の総務費で項 1、総務管理費は 1 9 3 万 1, 0 0 0 円をお願いしてごさいます。人事給与システムの導入委託料として 6 4 5 万 2, 0 0 0 円、また、庁舎引越し業務委託料の 1 8 0 万円をお願いしてごさいます。こちら庁舎引越し業務につきましては、債務負担行為も合わせてお願いしてごさいます。

項 3 の戸籍住民基本台帳費になります。6 4 5 万円補正をお願いしております。住民基本台帳システム改修委託料としまして 5 2 4 万 7, 0 0 0 円の増額であります。

款 3、民生費、項 2 の児童福祉費 3 3 0 万 7, 0 0 0 円の増額です。小規模保育所改修事業の補助金としまして 2 2 0 万円の増額組みをしてあります。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費 1 3 6 万 4, 0 0 0 円の増であります。上ノ林霊園の改修工事としまして 8 5 9 万 7, 0 0 0 円の増を計上させていただきました。

款 6、農林水産業費、項 1 の農業費 1 5 2 万 9, 0 0 0 円の増です。農業振興地域の整備計画総合見直し業務の委託料 5 8 4 万 3, 0 0 0 円減額をお願いしていただきます。

款 7、商工費では 1 9 6 万 6, 0 0 0 円の増でごさいます。龍神まつりの補助金としまして 1 2 2 万 2, 0 0 0 円の増を計上をしてごさいます。

款 8、土木費の項 2、道路橋梁費は 8 2 0 万 2, 0 0 0 円の増額です。町道維持補修工事としまして 7 7 4 万 8, 0 0 0 円です。内容的には塩野の区内線の退避所の設置、あるいは民間企業開発に関連しました側溝の改修工事等をお願いしてごさいます。

項 4、都市計画費は、経費 7 8 万 5, 0 0 0 円の減です。都市計画道路の検討調査業務を 6 3 0 万円減額をお願いしてごさいます。

続きまして、3 ページになりますが、款 9、消防費 5 2 4 万 7, 0 0 0 円の増です。防災行政無線の新庁舎設備の移設委託料として 4 8 6 万 2, 0 0 0 円の増です。こちら債務負担行為も合わせてお願いするところでもあります。

以上歳出合計 2, 2 0 6 万 7, 0 0 0 円増額を計上させていただいております。

予算書の 6 ページをお願いいたします。第 2 表 債務負担行為でごさいます。

まず 1 点目、庁舎引越し業務委託料としまして、期間、平成 2 9 年度から 3 0 年度まで、限度額は 6 0 0 万円でごさいます。

また、防災行政無線新庁舎設備の移設委託料としまして、こちら期間、同様の

29年から30年度まで、限度額1,120万円でございます。

7ページをお願いいたします。こちら第3表としまして、地方債の補正でございます。

変更といたしまして、起債の目的は臨時財政対策債につきまして、補正前の2億4,400万円を860万円減額をしまして補正後の額を2億3,540万円に変更させていただくものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じで変更ございません。

説明は以上となります。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

3点ほどお聞きいたします。

議案書の18ページ、児童福祉総務費の中の備考欄で見ますと、小規模保育所改修事業費補助金220万円というのが計上されておりますが、これはどこの保育園なんですか。それから、どういう内容に対することなのか、その内容についてお願いいたします。

20ページの下に款4、衛生費の目4環境衛生費の中の備考欄のほうにいくと、説明欄のほうでは上ノ林霊園改修工事859万7,000円というのが強調されています。この工事の内容について、そして、上ノ林霊園の現況を見ていると結構荒れているところがあったりするんですけども、その所有者というのがもう亡くなっているとか何だか不明になっているようなところがあるのかどうか、そういう点。

それと、28ページ、28ページの款11、災害復旧費の項1の農林水産業施設災害復旧費で、これ、町単独災害復旧経費ということで小災害復旧工事162万円、そして、次のページの項2の公共土木施設災害復旧費、目1、町単独災害復旧費と

ということで132万5,000円が計上されていますが、災害復旧の内容についてをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは、小規模保育の関係、それから、上ノ林霊園の関係につきましても町民課管轄でございますので、私のほうからまとめてお答えをいたします。

まず、小規模保育事業、ちょっと耳なれない言葉ですので、制度の概要についてから御説明したいと思います。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法により新設された地域型保育事業の中の一つの事業の位置づけでございます。

地域の実情に応じて実施される地域型保育事業は、保育所20名以上より少ない人数で、ゼロ歳から2歳児のお子さんを保育する4つの事業ということで未満児保育の事業にあたります。小規模保育事業のほかに家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。未満児保育の需要が増加している中で、市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられておきまして、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして創設されておるものでございます。

その中の小規模保育事業は定員が6人から19人以下の少人数で行う保育で、基準を満たしていれば空き家や戸建て住宅などを活用して実施することができ、実施主体は個人、法人を問わない保育施設というものでございます。

今年度の当町のゼロ歳から2歳、いわゆる未満児保育の利用者ですけれども、前年度と比較して30名増加している。110から140を超えるような状況ということでございます。今後、需要が多い状況は全県的にしばらく続くと予想されているところでもございます。

当町では、私立保育園2園が定員を強化し、公立保育園もこれ以上の受け入れが難しいという状況でございます。来年度以降の未満児保育の受け皿確保には苦慮しているところでございます。

このたび保育園長の経験者から西軽井沢でことし3月まで社会福祉協議会が運営していた宅老所のぞみが丘の建物を借用して平成30年度から事業を開始したいという申し出がございました。その改修費用として保育所等整備補助金を計上させて

いただいたところでございます。

本事業は国の補助金、保育対策総合支援事業補助金が活用できるため財源は国の費用、国費、国庫補助金が2分の1、町2分の1、各110万円で予算を計上させていただいておるところでございます。

改修の内容につきましては子供用のトイレ、それから厨房の改修等が大きいところでございます。

続きまして、上ノ林霊園。こちらにも改修工事の内容についてお答えをいたします。

上ノ林霊園第1期造成区画の東側の上ノ林児玉線と霊園の自動車通路沿いについて、造成時から急勾配の土手になっていたということでございます。ちょっと場所はわかりづらいと思います。見えますでしょうか。こちら側の上ノ林児玉線、こちらに上ノ林霊園がございます。この黄色い部分が擁壁で土手になっている部分、一部擁壁を使って。こちらのほうが造成時から非常に急勾配な土手になっていたということでございます。

東南の隅の俯角、ちょうどこの丸をくれてある部分です。ちょっと道路沿いの角になっている部分、この丸、くれてある部分ですけれども、こちらがこちらの土手が道路、通路側に下がってしまったため、調べましたところ、柵の基礎が破損しているということがわかったわけでございます。現状ではまだこの場所にお墓をつくっていませんでしたので、お墓が傾いてしまうというような危険な状態ではありませんでしたが、基礎のレベルだけを直してお墓を建てたとしても、今後、大雨や地震の際、土手が崩れてしまう危険性があるということ。その際には、お墓自体も基礎から傾いたり、倒れてしまう可能性が考えられるということで、さらに、こちらの霊園の中の通路側の部分の土手でございます。こちらの霊園通路の際の俯角、こちらのほうも急勾配で手で成形されている。擁壁がないように土をこう押しつけて土手をつくっているような状況でございます。この土手の上の角の部分が崩れて通路が非常に狭くなっているような、非常に扱いづらい状況になっておりました。現在、建設水道課で上ノ林霊園の改良工事を進めておりまして、工事をあわせて行うことによりまして、経費の節減を図れるだろうと、図れるということから改修予算を今回、計上させていただいておるところでございます。

それからもう1点、昭和48年に設置しました霊園北側のネットフェンスの部分、これにつきましては、この青い部分、民地との境部分でございますね、こちらにネ

ットフェンスが70m設けてございます。このネットフェンスに穴が開いたり、金属製ネットに手をかけたただけですぐ切れてしまう、劣化した状況になっております。臨時に、隣接地には小さなお子さんがいる家庭もあるためけがをしてはいけないので、経年劣化が激しい地中ネットを改修するというものでございます。

最後のお問い合わせ、御質問の上ノ林霊園の土地所有者、現在、不明な区画はございません。今後もないように、使用者がお亡くなりなられたなど管理できる使用者がいなくときには、継承手続を速やかに行うように努めていきたいと思っております。ただ、ちょっと荒れている部分については、また今後調査してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 私のほうは、項1、農林水産業施設災害復旧費162万円の増額について説明いたします。

この工事につきましては、主に7月に塩野、寺沢地区の比較的浅間山麓の標高の高い場所で、こちらに集中して降り続いた大雨による農道や農地の小規模災害復旧を施すものでございます。このときはほかの施設、ほかの地域では本当に普通の小雨程度だったわけでございます。既に、5件は緊急工事として完了してございますが、後1件、予算が残りわずかなために、今後、発生してくるかもしれない復旧要望や集中豪雨、さらにはまだ台風など、1カ月ぐらいちょっと予断を許しませんので、そういった災害事象に備えて、当初予算と同程度今回計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、公共土木施設災害復旧費の132万5,000円につきまして説明させていただきます。

7月の豪雨により、町道森泉追分線ののり面崩落や未舗装道路の路面洗掘などの小規模な災害復旧工事を8件実施しております。今後の台風や豪雨等による災害復旧に備えまして補正をお願いするものでございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、児童福祉のほうで総務費のなかで小規模保育所というこ

とで30年からされるということなんですけど、じゃあ、これから入園申し込みとか一斉に始まると思うんですが、今現在あるのと一緒な形で応募もかけていける、招くという状況であるんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

○町民課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

広報の募集等につきまして、もう間に合わない状況になっております。窓口でこちらの保育園のパンフレットの準備が整ったところで置かせていただいて、それで来年度の園児の募集開始が大体10月ごろから始まります。そういった集計の中で、希望者の方には紹介する形でお勧めしていきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑がございますか。池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 9番、池田健一郎です。

先ほど市村千恵子議員の質問にありました上ノ林霊園の改修工事の中に、私、奥のほうにあったトイレが撤去されているんで、それが工事にも入っているのかなと思って振ったんですけども。撤去してしまったのは、なぜなんですか。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） ちょっと事前にお話いただいていなかったんで、撤去をされた時期等についても私は把握しておりませんでしたので、またお調べしてお答えしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 平成26年の都市計画道路検討調査業務という予算が630万ほど削られていますけれども、どういう事業にこれ使った予算で、なぜ必要になったのかとその辺のところお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） こちらの予算は、都市計画道路の見直しに行うための調査費ということで予算を計上させていただきました。

今回、見直しの予算を減額にしたものでございますが、現在、第2期の都市再生整備計画事業を実施しております。その中で道路整備の完了が近くなってきておりまして、次の道路整備計画の方針を検討していく中で、県に相談したところ、比較的有利な道路整備についてのアドバイスをいただきました。計画道路の見直しに事業を着手した場合、計画道路の見直しが完了するまでは代替えとなる道路整備に事業を着手できないことから、全体の道路網への影響が予想され、計画どおりの見直しを行わないことといたしました。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） わかりました。必要性がなくなったというから、業務の遂行上、そういうふうな変更になったんだという説明でよろしいですね。はい。

それから、全くたわいもない質問ですけど、資料3の国庫支出金の狭あい道路整備事業補助金というのは、5万2,000、小さな金額ですけども、この狭あい道路整備というようなことでどういう事業になるんですか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

狭あい道路整備事業でございますが、こちらは建築に伴いまして、その建築の敷地に接道する道路が4mの道路に、幅員が4m確保されていない場合、4mを将来的に確保するために道路の中心から2m建築する側の土地へ後退するようになっております。その後退したときの分筆の手数料であったり、登記にかかわる手数料であったり、あとその土地を町のほうで購入しておりますので、そのための事業でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） では、今どの道がどうだという限定したものでなくて、全体に事業する上で後退、道路後退、そういったものにかかる費用がこういったものになってくる、そして、それが道路になるというふうに考えるんですね。

以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第71号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第22 議案第71号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書34ページをお願いいたします。

議案第71号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり、提出するものでございます。

予算書をお願いいたします。予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,295万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,605万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

歳入歳出予算、予算補正、歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税、補正額がございますが、退職被保険者の減少によりまして、現年課税分456万9,000円の減額でございます。

款3、国庫支出金、項2、国庫補助金でございますが、国民健康保険制度改正に伴い、事業報告システム改修費用が新たに補助対象となったため、43万2,000円の増額でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございます。退職者療養給付費交付金ですが、平成28年度の超過交付金による減額と29年度交付決定により、387万

3,000円の減額でございます。

款6、項1、前期高齢者交付金でございます。前期高齢者交付金額の確定に伴いまして、7,606万6,000円の増額でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金でございます。補正額123万9,000円の減額でございます。財政安定化支援事業繰入金は減額、保健指導事業繰入金については職員2名分の人件費を一般会計から国保特別会計へ組みかえるため、交付金と差額分としまして増額でございます。

款9、項1、繰越金でございますが、前年度繰越金額確定に伴い2億6,613万6,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額3億2,395万3,000円の増額を計上させていただきます。

続きまして、3ページをお願いします。歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費は財源変更でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費は財源変更でございます。

款3、項1、後期高齢者支援金等は後期高齢者支援金の確定に伴いまして、補正額1,775万1,000円の減額でございます。

款4、項1、介護納付金は介護納付給付費地域支援事業納付金額確定に伴いまして、1,764万5,000円の減額でございます。

款8、項2、保健事業費でございますが、補正額696万9,000円の増額で、保健事業実施に伴いまして保健師と管理栄養士の賃金を一般会計から組みかえるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金でございますが、平成28年度の療養給付費国庫負担金返還金確定によりまして245万7,000円の増額でございます。

款10、項1、予備費でございますが、3億5,892万5,000円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額3億3,295万3,000円を増額させていただいております。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第72号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第23 議案第72号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書35ページをお願いいたします。

議案第72号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり、提出するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,787万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,259万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございますが、補正額でございます。前年度の地域支援事業実績に伴う追加交付としまして120万4,000円の増額でございます。

款 8、繰入金、項 1、他会計繰入金でございますが、20万8,000円の減額でございます。佐久広域連合介護認定審査会負担金ですが、9月補正分担金調整による減額でございます。

款 9、項 1、繰越金でございますが、前年度繰越金額確定に伴いまして5,687万8,000円の増額でございます。

歳入合計でございます。補正額5,787万4,000円の増額の計上でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、項 1、総務費でございますが、補正額20万8,000円の減額でございます。佐久広域連合介護認定審査会負担金ですが、9月補正分担金調整による減額でございます。

款 3、地域支援事業費、項 2、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、総合事業実施に伴うケアマネジメント対象者の増加によりまして9万1,000円の増額でございます。

款 4、項 1、基金積立金でございますが、5,000万円の増額でございます。

款 5、項 1、諸支出金でございます。前年度の介護給付費国庫負担金、県負担金の確定に伴う返還金としまして、863万2,000円の増額でございます。

款 6、項 1、予備費は64万1,000円の減額でございます。

歳出合計でございます。補正額5,787万4,000円の増額の計上でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

特別会計補正予算案（第2号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第24 議案第73号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書36ページをお願いいたします。

議案第73号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり、提出いたします。

次の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,334万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4、繰入金項1、他会計繰入金、補正額366万4,000円の減額でございます。こちらは浅麓環境施設組合への負担金の減額によるものでございます。

款5、繰越金項1、繰越金、補正額76万9,000円でございます。こちら前年度繰越金額の確定に伴う増額でございます。

歳入合計、補正額289万5,000円の減額でございます。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、補正額289万5,000円の減額でございます。こちらは歳入で御説明いたしました浅麓環境施設組合への負担金の減額によるものでございます。

款2、公債費、項1、公債費、補正額はございません。

歳入合計、補正額 289 万 5,000 円の減額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 25 議案第 74 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 25 議案第 74 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 37 ページをお願いいたします。

議案第 74 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり、提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算、第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2 ページにありますように、第 51 款、水道事業費用第 1 項、営業費用といたしまして、1 億 6,558 万円に対しまして 184 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。こちらは漏水調査を行うための費用委託料でございます。

項 2、営業外費用及び項 4、予備費につきましては、補正の増額はございません。

したがいまして、補正額の合計は184万9,000円となり、総合計は1億8,370万1,000円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 報告第5号 平成28年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第26 報告第5号 平成28年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の38ページをお願いいたします。

報告第5号 平成28年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり、報告します。

平成29年9月22日、御代田町長。

次の39ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告書になります。

初めに、1番、健全化判断比率でございます。

実質赤字比率につきましては、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものでございます。当町の普通会計は一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成されております。3会計とも黒字であるため、算定結果は数値なしとなっております。

続いて、連結実質赤字比率は、御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計9会計と御代田小沼水道会計、全ての収支決算が黒字となっておりますので、こちらも数値なしとなっております。

実質公債費比率は、御代田町全体と佐久広域連合、浅麓環境施設組合など一部事務組合を含めた公債費負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出をした額の割合を算定するものとなっております。

一般会計の公債費のほか、町特別会計や広域連合等一部組合へ支出しております繰出金、あるいは負担金のうち、実際に公債費へ充当している額を用いて算定をしております。

本数値につきましては、26年から28年度の3カ年の平均の値となっております。6.0%となりまして、昨年から1.5ポイントの増となっております。

続いて、将来負担比率は、町全体と一部事務組合、また町で運営しております土地開発公社等の持つ負債のうち、基金や特定収入で賄いきれない部分の標準財政規模に対する割合をいいます。町の将来負担が見込まれる額に対しまして、現在、保留している基金残額や将来充当可能な財源がこれを上回るため、将来負担比率は数値なしとなっております。

続きまして、資金不足比率です。公営企業それぞれ4会計におきまして、単年度資金に不足額が生じていないため、4会計とも数値なしとなっております。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） 監査委員を代表いたしまして、財政健全化法に定める審査結果の御報告を申し上げたいと存じます。

まず、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、第3条関係の意見書は、お手元の定例会資料最後のほうの40ページに記載しております。

私と議会選出の笹沢監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、

いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政の健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。健全化判断比率の算定となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成28年度の御代田町一般会計に健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定されておりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計の負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当町は6.0であり、昨年度より1.5ポイント増加しております。これは、3カ年の単年度数値の平均値として算定する関係から、平成25年度は3.1%が計算対象から外れ、繰上償還の関係から数値が大きくなった平成28年度の7.6%に新たに計算対象となったことによるものです。

各単年度の数値は、決算書の後半部分の決算説明資料、この6ページに過去5年分が記載されておりますので、御参照いただければと存じます。

ちなみに、これまでの当町の実質公債費比率は、全国平均が長野県下58町村平均と比較しても上位にあり、総合的にも良好な状況にありました。

なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、この面からも問題は無いものと判断できます。

また、起債許可となる起債許可基準は18%であり、これについても問題はございません。

さらに、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が算定されておられません。

なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですので、これにつきましても問題はございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見でございます。

なお、意見書の4つの健全化判断比率の定義については、先ほど担当課長からも御説明がありましたが、決算書358ページ以降、説明資料20ページ、21ページに詳細な説明がされていますので、機会がございましたらば、御参照いただきたいと存じます。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

この第22条関係の意見書は、お手元定例会資料の42ページに記載されております。

この審査に当たりましては、健全化法第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、水道事業や下水道事業等5つの関係公営企業の平成28年度決算は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりません。このため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましては、数値が算定されてございません。ちなみに、本日、配られた資料番号2番を見ていただきますと、ペラペラの1部、一番右側に実質収資額のいずれもプラスになっておりますから、資金不足はないということになるかと思っております。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、改善を要すると指摘すべき事項は特段ございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と笹沢監査委員が財政健全化法第3条2項に定める合議により決定したものでありますことを念のため申し添え、報告を終わらせていただきます。

以上をもちまして、平成28年度御代田町一般会計等及び公営企業としての御代田小沼水道事業の財政健全化審査の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成28年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案74号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書43ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記としまして、氏名、尾臺良左、住所、御代田町大字御代田1686番地1、生年月日、昭和25年6月19日でございます。

人権擁護委員の尾臺良左さんですけれども、平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、再任を推薦いたします。

推薦理由としては、昭和49年から平成23年までの37年間の長きにわたり、小学校教員として人権の尊重、健全育成について指導されました。

平成23年度には教育委員会において不登校専門員を務められ、平成26年度から3年間は東原児童館長として子供たちのために御尽力いただきました。

人権擁護委員としては、現在、1期目ですが、人格識見も高く適任者でありますので、推薦いたします。

任期は、平成30年1月1日から平成32年12月31日の3年間です。

説明は以上です。

御意見をいただき、御承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第2号を採決します。

本案は、適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任という意見を付することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時40分